

大磯町 子ども笑顔 かがやきプラン

～ 子育てで選ばれる町！おいそ ～



平成 27 年 3 月



計画の策定にあたって



私たちの暮らす大磯町は、青い海と緑の丘陵の豊かな自然に恵まれています。また、先人から受け継いだ多くの歴史・文化資源を有した魅力ある町として発展してまいりました。

しかし、近年、少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。このため、子どもを産みたい人が安心して健やかに産み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てにともなう喜びを実感できる社会を形成していくことがより一層望まれています。

これまで、大磯町では住民参加と協働のもと、「大磯町次世代育成支援地域行動計画」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向けた取り組みを進めてまいりました。

そうした中、平成 24(2012)年 8 月に幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この法律に基づきスタートする子ども・子育て支援新制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされています。

本町におきましても、「大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～」を策定しました。本計画に沿って、家庭・地域・行政といった社会全体で子どもの幸せを第一に考える環境を形成していくとともに、将来の大磯町のまちづくりを担う子どもたちが笑顔でかがやき、また、保護者の皆さまが生き生きと子育てができるよう、各施策を総合的かつ効果的に推進してまいります。特に、女性の社会進出が進み多様な分野でその能力を発揮し活躍する女性が増えている今日、子育て支援はますます必要とされています。幼児期の子ども・子育てに対する支援をさらに充実させることにより、『子育てで選ばれる町！おおいそ』の実現を目指してまいります。

最後に、この計画の策定に際しましては、アンケート調査へのご協力や、パブリックコメント等において貴重なご意見をお寄せくださいました町民の皆さまをはじめ、熱心にご審議をいただきました大磯町子ども・子育て会議の委員の方々に対し、心から感謝申し上げます。

今後も、皆さまのご理解とお力添えをお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

大磯町長

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 大磯町の現状	3
1 大磯町の概況	3
2 人口・世帯等の推移	4
3 児童人口推計	8
第3章 大磯町の子育て世代を取り巻く現状と課題	9
1 幼稚園・保育所等の現状	9
2 主な子育て支援サービス事業の現状	10
3 大磯町の子育て世代の課題	16
第4章 計画の基本的考え方	30
1 基本理念	30
2 基本的な考え方	30
3 計画の基本目標	31
4 計画の体系	33
第5章 施策の推進	34
基本目標1：子どもたちの生きる力を育む環境づくり	34
基本目標2：子どもの心豊かな成長を育む環境づくり	39
基本目標3：子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり	43
基本目標4：地域が支える子育て環境づくり	47
基本目標5：子育てと仕事の両立支援	50
基本目標6：心配りが必要な子どもたちへの支援	53
第6章 子ども・子育て支援新制度の推進	57
1 「子ども・子育て支援新制度」のポイント	57
2 「子ども・子育て支援新制度」の事業体系	58
3 保育の必要性の認定	59
4 子ども・子育て支援事業の整備量の算定	59

第7章 量の見込みと確保方策.....	61
1 教育・保育提供区域の設定.....	61
2 幼児期の教育・保育.....	61
3 地域子ども・子育て支援事業.....	64
4 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保.....	78
5 基本指針に基づく任意記載事項.....	79
6 放課後子ども総合プラン.....	84
第8章 計画の進行管理.....	87
1 計画の推進体制.....	87
2 進捗状況の管理.....	88
資料編.....	89
資料1 大磯町子ども・子育て会議規則.....	90
資料2 大磯町子ども・子育て会議委員一覧.....	92
資料3 諮問書.....	93
資料4 答申書.....	94
資料5 大磯町子ども・子育て会議の経過.....	95
資料6 子ども・子育て支援新制度に関する用語の定義.....	96



第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。国においては、少子化の進行に対応し、「エンゼルプラン」（平成6年12月）、「新エンゼルプラン」（平成11年12月）をはじめとして、子育てと仕事の両立支援を中心としたさまざまな取り組みを実施してきました。

しかし、国における少子化の流れは止まらず、急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15(2003)年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。この法律に基づき、大磯町では既存の子育て支援施策の体系を再構成し、少子化対策の視点だけに終始することなく子どもに関する政策、施策を総合的に推進するための『大磯町次世代育成支援地域行動計画』を平成17年4月に策定しました。さらに、国の「行動計画策定指針」に基づき、子育てを取り巻く社会環境や子育てニーズの変化、前期行動計画の達成状況等をふまえ、住民参加と協働のもと、より良い子育て支援の環境づくりをめざして、「大磯町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」（平成22～26年度）を策定し、大磯町の子育て支援の取り組みを総合的、集中的かつ効果的に推進してきました。

そうした中、平成22(2010)年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」に基づき、平成24(2012)年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されたことに伴い、平成27(2015)年度からの「子ども・子育て支援新制度」実施に向けた作業が全国的に進められています。

大磯町では、幼児期の子ども・子育てに対する支援を強化するとともに、町の子育て支援全体を総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の位置づけだけでなく、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としての位置づけをもった「子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～」を策定し、子どもに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、子育てで選ばれるまちづくりを目指してまいります。

【子ども・子育て関連3法の目的】

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

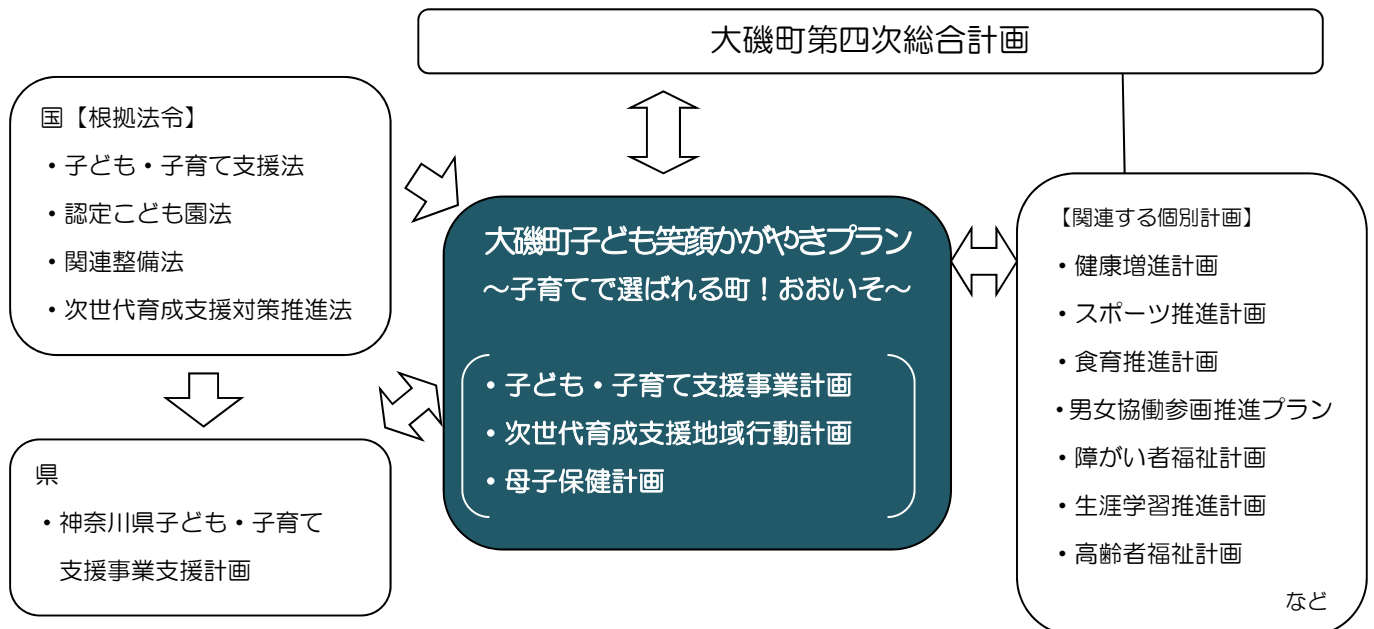
「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」

「地域の子ども・子育て支援の充実」

を目指すものです。

また、同時に、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として策定するとともに、大磯町総合計画の子育て支援に関する部門別計画として位置づけ、「健康増進計画」「スポーツ推進計画」「食育推進計画」「男女協働参画推進プラン」「障がい者福祉計画」「生涯学習推進計画」「高齢者福祉計画」等の諸計画との整合及び連携を図りながら、本計画における個々の施策を推進してまいります。

なお、市町村行動計画策定にあたりその内容を組み込んだ母子保健計画については、本計画においても引き続き包含、継承してまいります。



3 計画の期間

平成26年度を最終年度とする『大磯町次世代育成支援地域行動計画』を継承し、本計画の計画期間は平成27年度から、平成31年度までの5年間とします。

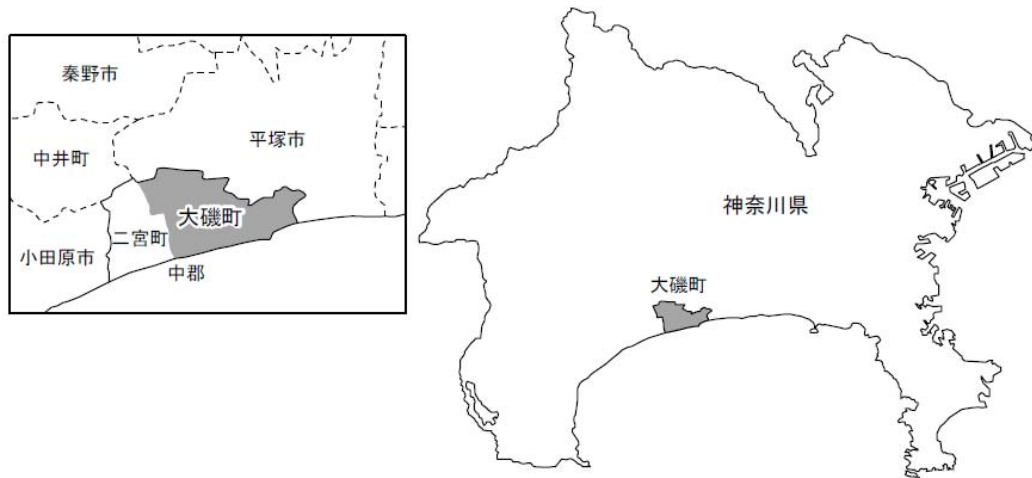
なお、上記期間中においても、上位法規改正や、本町における施策の変更など、必要が生じればそれに応じて変更、付加等を行うこととします。

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
見直し	次世代育成支援地域行動計画（後期計画）									
					計画 策定	子ども笑顔かがやきプラン				

第2章 大磯町の現状

1 大磯町の概況

本町は、面積 1,723ha で、東京から J R 東海道線で約 1 時間の優れた交通アクセスにも係わらず、南は相模湾に面し、北は高麗山、鷹取山等といった丘陵地帯が形成され、豊かな自然環境が多く残されています。こうした自然環境の豊かさを主な理由に、過去 20 年にわたり 85% 前後の住民が大磯町に住み続けたいとの意向を示し続けています。



しかし、本町の人口は、平成 23 年の 33,068 人をピークに減少に転じ、高齢化率は約 30% と全国平均を上回っており、平成 32 年には約 34% に達すると見込まれています。住宅都市として成長し、財政的には住民税・固定資産税に大きく依存する本町にとって、このままでは人口減少、高齢化により地域の活力が衰退する恐れがあります。こうした現状を打破していくためには、子育て世代を呼び込むことが不可欠であり、併せて高齢者などの住民の潜在的な活力を掘り起こし、さらに魅力ある地域にすること、子育て世代が暮らしやすいまちづくりを行うことが求められています。

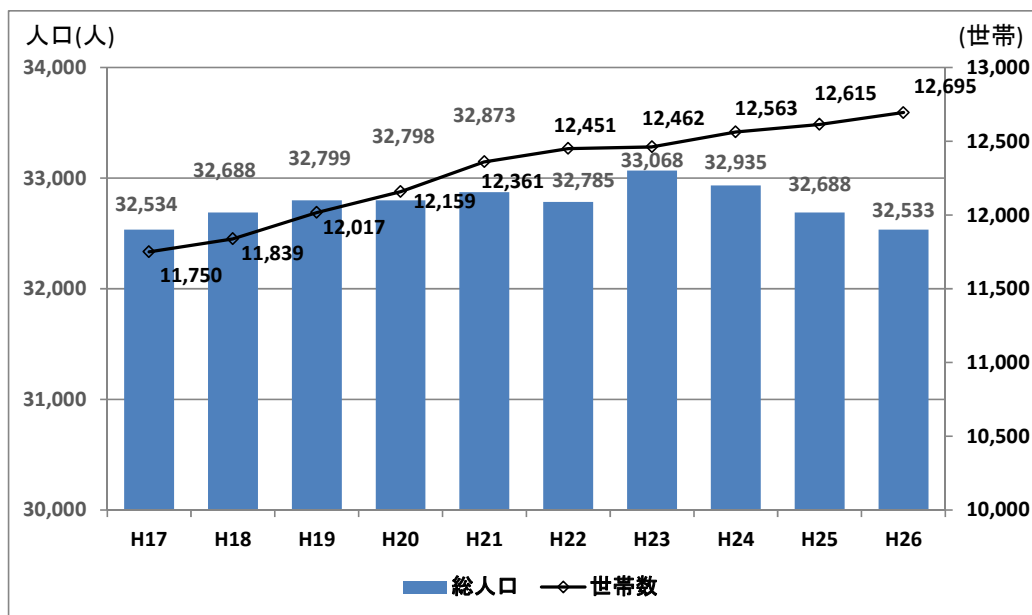
2 人口・世帯等の推移

本町の人口（各年1月1日現在）は、平成17年以降、微増傾向が続いていましたが、同23年の33,068人をピークに減少に転じ、同26年の人口は32,533人となっています。

世帯数は、平成17年以降一貫して増加傾向が続いていますが、平成22年以降は増加率が緩やかになり、同26年は12,695世帯となっています。

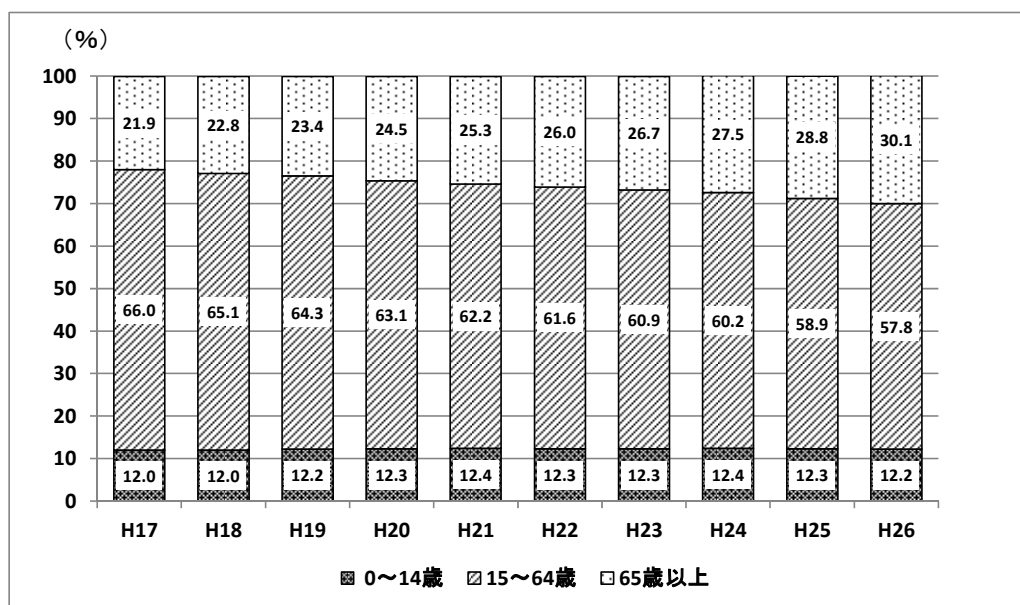
人口が減少し、世帯数が増加しているため、1世帯あたりの人員は減少しており、平成26年の1世帯あたりの人員は、2.56人となっています。

人口と世帯の推移



出所）神奈川県人口統計調査

年齢3区分別人口構成の推移



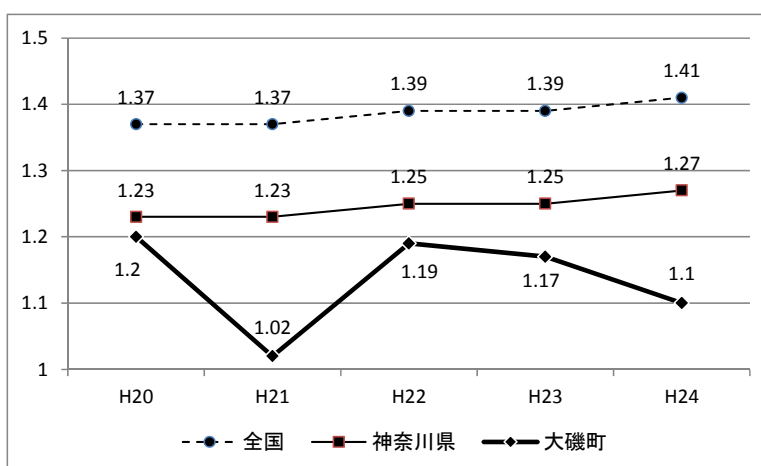
出所）神奈川県人口統計調査

年齢3区分別人口構成の推移では、年少人口(15歳未満)の横這い、生産年齢人口(15～64歳)の割合の減少と、老年人口(65歳以上)の割合の増加が続いており、少子・高齢化が一段と進行していることがうかがえます。

本町の合計特殊出生率は、全国平均と県平均を下回る値で推移しています。母の年齢(5歳階級)別合計特殊出生率をみると、20-24歳、25-29歳で全国を大きく下回っています。女性の未婚率は、神奈川県と比較すると、25～29歳の未婚割合が高くなっています。出生数は、平成20年に236人でしたが、その後は増減を繰り返しています。

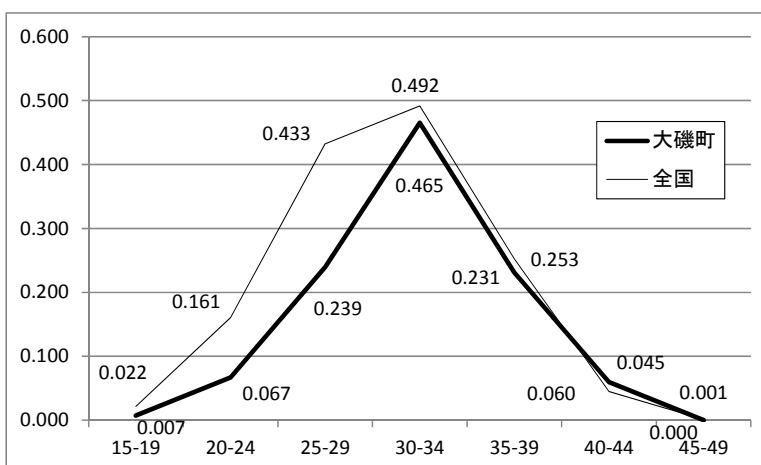
未就学児人口(0-5歳)は平成22年度の1,440人から平成24年度に1,411人へと2年間で30人減少しています。平成25年度は前年と比較すると横這いです。

合計特殊出生率の推移(全国、神奈川県、大磯町比較)



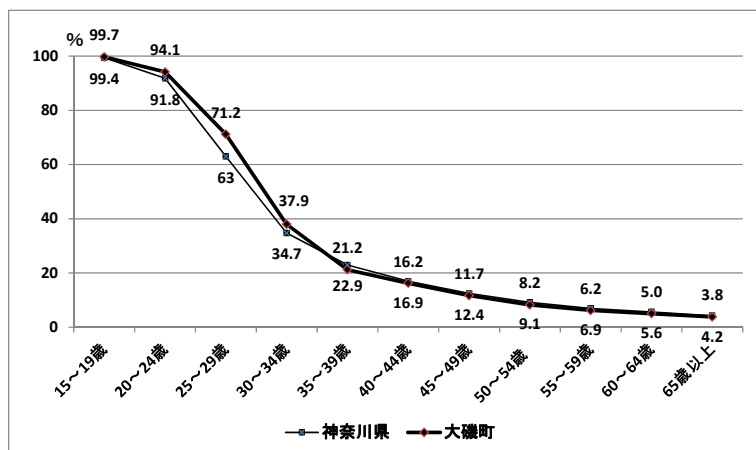
出所) 大磯町—神奈川県衛生統計年報 全国—人口動態統計

母の年齢(5歳階級)別合計特殊出生率(H24)(全国、大磯町比較)



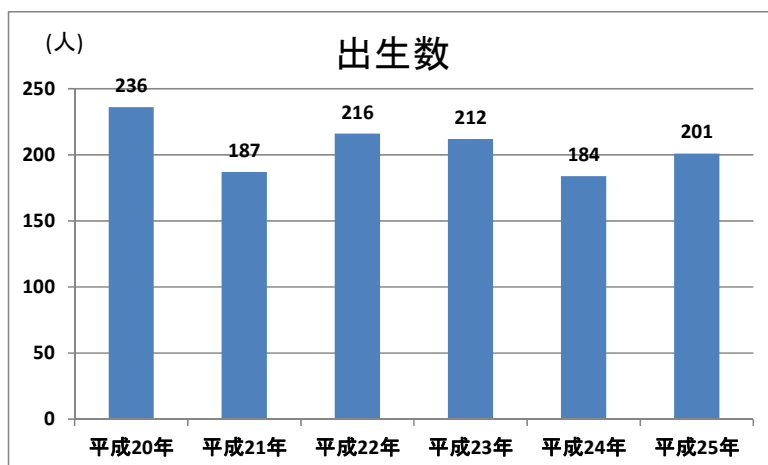
出所) 大磯町—神奈川県衛生統計年報より算出 全国—人口動態統計

女性の未婚率(神奈川県、大磯町比較)



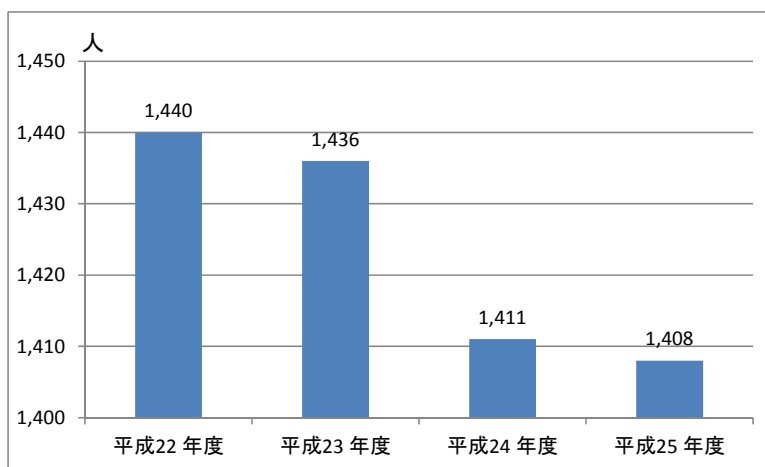
出所)国勢調査 H22

大磯町 出生数の推移



出所)神奈川県人口統計調査

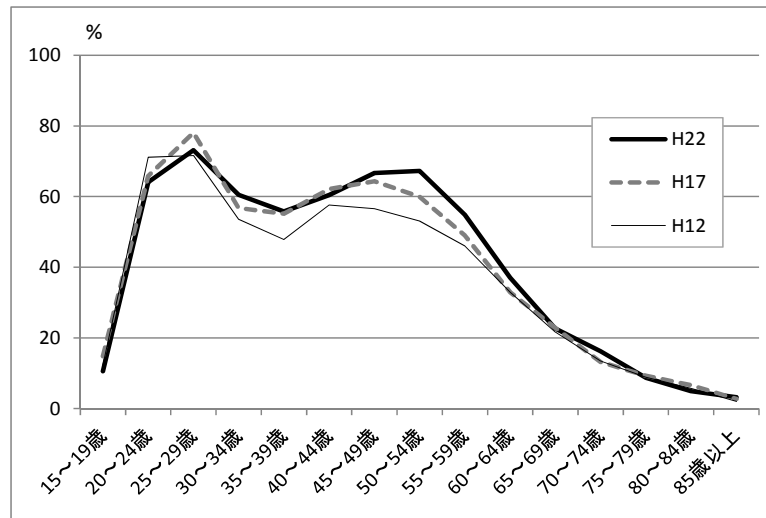
大磯町 未就学児人口(0-5 歳)の推移



出所)神奈川県人口統計調査

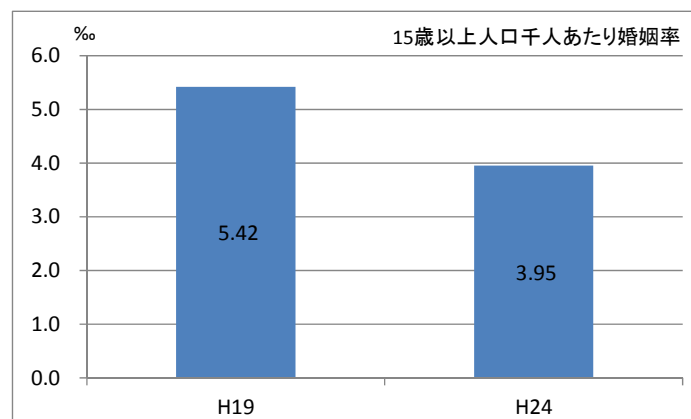
女性の年齢別就業率は平成 17 年からの 5 年間に 50～54 歳、55～59 歳で増加し、10 年前の平成 12 年と比較すると、30 歳～64 歳の全ての年齢層で増加しており、女性の社会進出が顕著に表れています。また、この 5 年間で、婚姻率は減少し、離婚率が上昇しており、ひとり親家庭が増えていることを示しています。

大磯町 女性の年齢別就業率推移



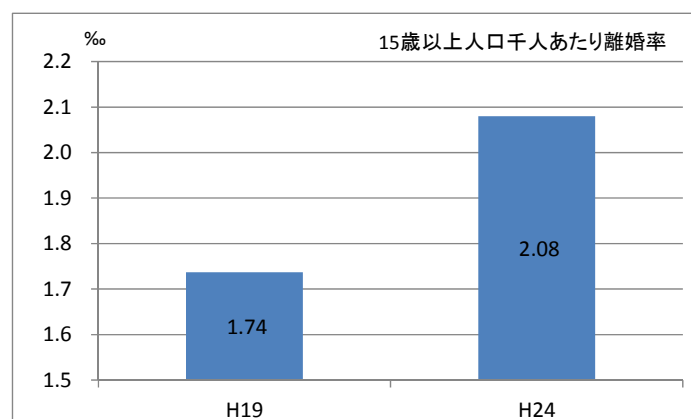
出所)国勢調査

大磯町 婚姻率推移



出所)神奈川県衛生統計年報より算出

大磯町 離婚率推移



出所)神奈川県衛生統計年報より算出

3 児童人口推計

計画期間である平成 27 年度から平成 31 年度までの児童人口の推計では、毎年減少していくことが見込まれます。

そのため、町では、「大磯多世代まちづくり-「近居」による新たなコミュニティの創出」に向けた取り組みを進めており、人口減少の解決に向けて、子育て世代を呼び込むため、子育て世代が暮らしやすいまちづくりを目指していきます。

単位：人

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	178	172	166	164	156
1歳	194	188	182	178	172
2歳	219	213	206	196	189
3歳	221	214	207	207	199
4歳	234	229	221	219	218
5歳	258	254	248	239	232
小計(0～5歳)	1,304	1,270	1,230	1,203	1,166

小計(0～5歳)	1,304	1,270	1,230	1,203	1,166
6～11歳計	1,714	1,687	1,670	1,666	1,669
合計	3,018	2,957	2,900	2,869	2,835

※上記児童人口の推計値は、平成 21 年 10 月に大磯町総合計画中期基本計画策定資料として推計した平成 22 年度から平成 29 年度までの人口推計をベースに、平成 25 年度の人口増減データ、平成 25 年度の母の年齢別出生数を加味して算出しています。

第3章 大磯町の子育て世代を取り巻く現状と課題

1 幼稚園・保育所等の現状

○町内には公立幼稚園 3 園、私立幼稚園 1 園があり、4 園の利用状況は次のとおりです。

■幼稚園の利用状況（平成 26 年度）（※5月1日現在）

幼稚園名	定員数（人）	入園児童数（人）	入園率（％）
大磯幼稚園	210	160	76.2
国府幼稚園	95	77	81.1
たかとり幼稚園	190	125	65.8
私立こいそ幼稚園	95	66	69.5

■年齢別幼稚園児童数の推移（単位：人）（※各年度5月1日現在）

年度	3歳	4歳	5歳	合計
平成 22 年度	124	150	151	425
平成 23 年度	151	131	150	432
平成 24 年度	137	165	136	438
平成 25 年度	131	147	166	444
平成 26 年度	138	139	151	428

○町内には公立保育所 1 園、私立保育所 1 園があり、2 園の利用状況は次のとおりです。

■認可保育所の利用状況（※各年度3月31日現在 平成 26 年度のみ見込み）

年度	区分	定員数（人）	入所児童数（人）	開所時間		管 外 児 童 数 （延べ人数）
				月～金	土	
平成 22 年度	公立	90	108	7:00～19:00	7:00～18:00	75
	私立	90	115	7:00～20:00 （日・祝日は 8:00～18:00）		433
平成 23 年度	公立	90	103	7:00～19:00	7:00～18:00	105
	私立	90	122	7:00～20:00 （日・祝日は 8:00～18:00）		412
平成 24 年度	公立	90	99	7:00～19:00	7:00～18:00	85
	私立	90	116	7:00～20:00 （日・祝日は 8:00～18:00）		389
平成 25 年度	公立	90	99	7:00～19:00	7:00～18:00	96
	私立	90	121	7:00～20:00 （日・祝日は 8:00～18:00）		343
平成 26 年度	公立	90	103	7:00～19:00	7:00～18:00	67
	私立	120	130	7:00～20:00 （日・祝日は 8:00～18:00）		373

■保育所の利用状況（特別保育）（※各年度3月31日現在 平成26年度のみ見込み）

年度	特別保育				
	区分	延長保育 (延べ利用人数)	一時保育 (延べ利用人数)	休日 (登録児童数)	障がい児保育 (登録児童数)
平成22年度	公立	1,606	—	—	1
	私立	4,026	1,416	192	2
平成23年度	公立	1,543	—	—	1
	私立	4,312	1,190	137	1
平成24年度	公立	1,501	—	—	0
	私立	3,896	1,486	82	2
平成25年度	公立	2,431	—	—	1
	私立	4,345	1,455	67	1
平成26年度	公立	2,250	—	—	2
	私立	4,370	1,600	65	1

■年齢別保育所児童数（延べ月人数）の推移（単位：人）

（※各年度3月31日現在 平成26年度のみ見込み）

年度	0歳	1・2歳	3歳	4・5歳	合計
平成22年度	223	953	539	1,360	3,075
平成23年度	251	888	658	1,346	3,143
平成24年度	259	925	565	1,295	3,044
平成25年度	176	999	564	1,283	3,022
平成26年度	301	1,013	677	1,199	3,190

2 主な子育て支援サービス事業の現状

① 利用者支援

子育て支援課の窓口において、幼稚園・保育所の利用支援及び、各種子育て支援事業の説明を職員が実施しています。

② 地域子育て支援拠点事業

子育て支援総合センターにおいては常時（開所日のみ）、東部地区においては生涯学習館、高麗区民会館、東町福祉館、保健センターにおいて「つどいの広場」を週4日程度開催し、自由遊びや育児相談を行っています。

(※各年度3月31日現在 平成26年度のみ見込み)

事業 年度	つどいの広場事業 延べ利用者数	つどいの広場事業(東部) 延べ利用者数	育児相談 延べ相談件数
平成22年度	7,073	—	97
平成23年度	8,260	—	669
平成24年度	9,930	390	588
平成25年度	12,698	2,204	934
平成26年度	13,260	3,258	1,000

③ 妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用を補助するため14枚の費用補助券を渡し、妊婦健診の費用の一部を補助しています。

(※各年度3月31日現在 平成26年度のみ見込み)

年度	妊婦健康診査利用者数 (延べ人数)
平成22年度	2,717
平成23年度	2,255
平成24年度	2,494
平成25年度	2,217
平成26年度	2,300

④ 乳児家庭全戸訪問事業

【新生児訪問】

初めてのお子さんが生まれたら、助産師・保健師等が訪問し、発育の確認や育児などの相談を実施しています。

【こんにちは赤ちゃん事業】

2人目以降のお子さんが生まれたら、主任児童委員、民生委員・児童委員が訪問し、4か月児健診の案内や子育て情報を届け、養育状況を確認しています。

(※各年度3月31日現在 平成26年度のみ見込み)

事業 年度	新生児訪問 (訪問件数)	こんにちは赤ちゃん事業 (訪問件数)
平成22年度	104	78
平成23年度	91	93
平成24年度	64	69
平成25年度	75	114
平成26年度	72	100

⑤ 養育支援訪問事業、その他要支援・要保護児童等支援事業

【養育支援訪問事業】

子育てに対して不安や孤立感などから養育支援が特に必要な家庭（児童虐待の可能性のあるものを含む）を訪問し、育児相談を継続的に行っています。

【要保護児童対策地域協議会】

「要保護児童対策地域協議会」を活用し、家庭及び地域社会において子どもが健やかに成長し、発達できるよう、育児不安を抱えた家庭の子育てを支援するとともに、児童虐待に対応ができるネットワーク体制を強化し、早期発見、適切な保護、DV等への対応に努めています。

■要保護児童ケース（※各年度3月31日現在 平成26年度のみ見込み）

事業 年度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
平成23年度	5	0	21	16	42
平成24年度	3	0	15	11	29
平成25年度	8	0	12	18	38
平成26年度	6	0	17	17	40

■要支援児童等ケース（※各年度3月31日現在 平成26年度のみ見込み）

事業 年度	養育困難	特定妊婦	合計
平成23年度	12	3	15
平成24年度	9	4	13
平成25年度	33	11	44
平成26年度	25	6	31

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

現時点では子育て短期支援事業は町内で実施していません。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

お子さんを預けたい方と、預かってくださる方で会員組織を構成し、その会員相互による育児援助活動を実施しています。会員の自発性と責任感を尊重するため、有償ボランティア制です。

依頼会員：町内在住の、生後3か月から小学校6年生までのお子さんがいる方

援助会員：町内在住で保育等に理解と情熱のある健康な方。（資格なし、研修あり）

■ファミリー・サポート・センター事業

(※各年度3月31日現在 平成26年度のみ見込み)

事業 年度	活動回数 (延べ回数)	活動時間 (延べ時間数)	援助会員数 (人)	依頼会員数 (人)
平成22年度	153	599	11	12
平成23年度	121	575	10	35
平成24年度	184	488	14	54
平成25年度	173	342	18	82
平成26年度	165	510	16	94

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かり、一時的な保育サービスを実施する事業です。

【幼稚園】

公立幼稚園（3園）：週2回 14時から16時まで

私立こいそ幼稚園：平日 14時から17時30分まで

(長期休暇期間中も実施)

■預かり保育 (※各年度3月31日現在 平成26年度のみ見込み)

事業 年度	公立利用人数 (延べ人数)	私立利用人数 (延べ人数)
平成22年度	1,560	
平成23年度	1,292	
平成24年度	1,643	1,001
平成25年度	1,686	1,618
平成26年度	2,925	1,620

【保育所】

私立サンキッズ大磯：平日・土曜日 7時から20時まで

日曜日・祝日 8時から18時まで

■一時保育 (※各年度3月31日現在 平成26年度のみ見込み)

事業 年度	利用人数 (延べ人数)
平成22年度	1,416
平成23年度	1,190
平成24年度	1,455
平成25年度	1,486
平成26年度	1,600

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日以外の日や利用時間以外の時間において保育を実施する事業です。

町立国府保育園 平日 18:00～19:00まで延長保育実施

私立サンキッズ大磯 平日・土曜日 18:00～20:00まで延長保育実施

■延長保育（※各年度3月31日現在 平成26年度のみ見込み）

事業 年度	公立利用人数 (延べ人数)	私立利用人数 (延べ人数)
平成22年度	1,606	4,026
平成23年度	1,543	4,312
平成24年度	1,501	3,896
平成25年度	2,431	4,345
平成26年度	2,250	4,370

⑩ 病児・病後児保育事業

児童が病中または病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う事業です。

現時点では病児・病後児保育事業は町内で実施していません。

⑪ 放課後児童クラブ

就労等により昼間保護者のいない家庭の児童に対し、授業終了後や長期休暇中の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■学童クラブの登録者数（※各年度5月1日現在 平成26年度のみ見込み）

実施場所 年度	大磯小学校			国府小学校		
	低学年	高学年	合計	低学年	高学年	合計
平成22年度	72	17	89	40	25	65
平成23年度	73	19	92	42	25	67
平成24年度	66	30	96	44	22	66
平成25年度	67	28	95	39	20	59
平成26年度	61	24	85	43	23	66

■学童クラブの利用状況

(※各年度5月1日現在 平成26年度のみ見込み)

実施場所 年度	大磯小学校	国府小学校
	一日平均利用人数	一日平均利用人数
平成22年度	63	44
平成23年度	56	42
平成24年度	64	44
平成25年度	58	41
平成26年度	55	45



3 大磯町の子育て世代の課題

「大磯町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ調査」から、大磯町の子育て世帯が抱える様々な課題が明らかになりました。（大磯町の子育て世代の特徴と課題 参照）それらの課題は大きく次の3点に集約されます。

課題1 就労ニーズに伴う教育保育ニーズの受け止め

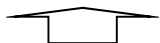


非就業の母親の就労ニーズに伴う教育保育事業ニーズの顕在化
保育受け入れ体制の整備・拡大
多様な教育保育事業サービスの提供
育児休業取得促進



安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進

課題2 相談体制の充実・強化、父親の育児参加、親族や友人・知人以外の支援



親族や友人・知人以外の支援を受けやすくする必要
専門知識やアドバイスを気軽に受けられる環境整備が必要
父親の育児参加促進
相談機能の一層の充実



家庭、地域、行政が連携し子どもを育てていく体制づくりの促進

課題3 預かり保育、一時預かり、病児・病後児保育等々のサービス提供



地域子育て支援拠点事業の充実
病児・病後児保育の整備
預かり保育、一時預かりサービスの提供体制整備
放課後安全に過ごせる場所の整備
ひとり親世帯の支援充実



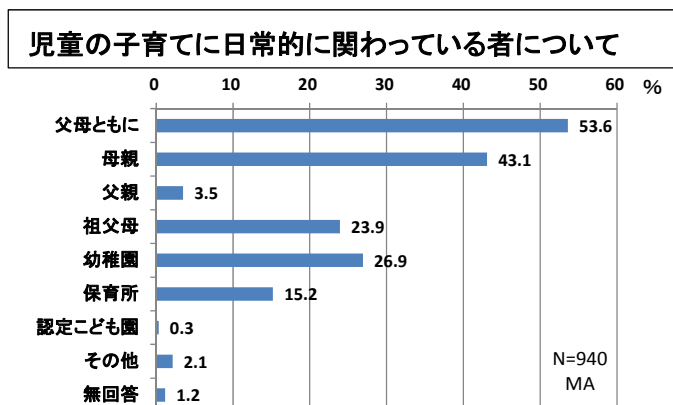
多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実

大磯町の子育て世代の特徴と課題

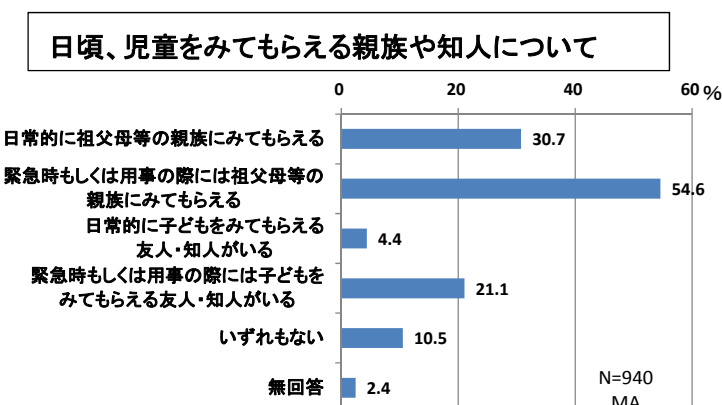
「大磯町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ調査」より

家族・親族・知人に見守られている大磯町の子育て世帯

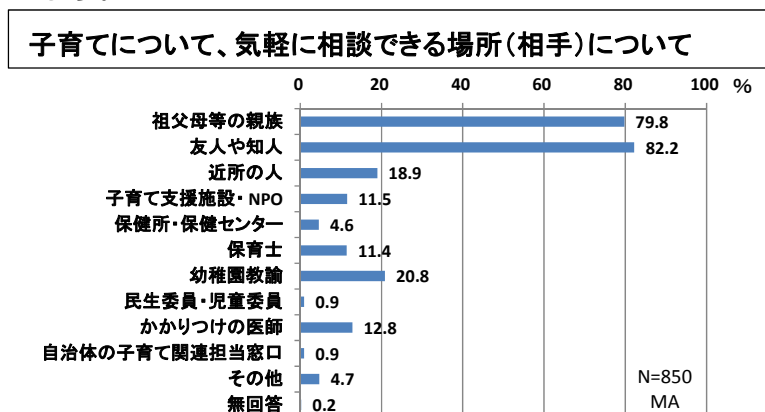
子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方は、「父母ともに」が 53.6%で最も多く、母親の 43.1%を加えると 96.7%が家族となっています。



日常的に、親族や知人・友人に子どもを見てもらえる世帯は 4 割であり、見てもらえる環境にない世帯の 1 割を合わせると、概ね半数は緊急時にしかみてもらえない環境にあります。

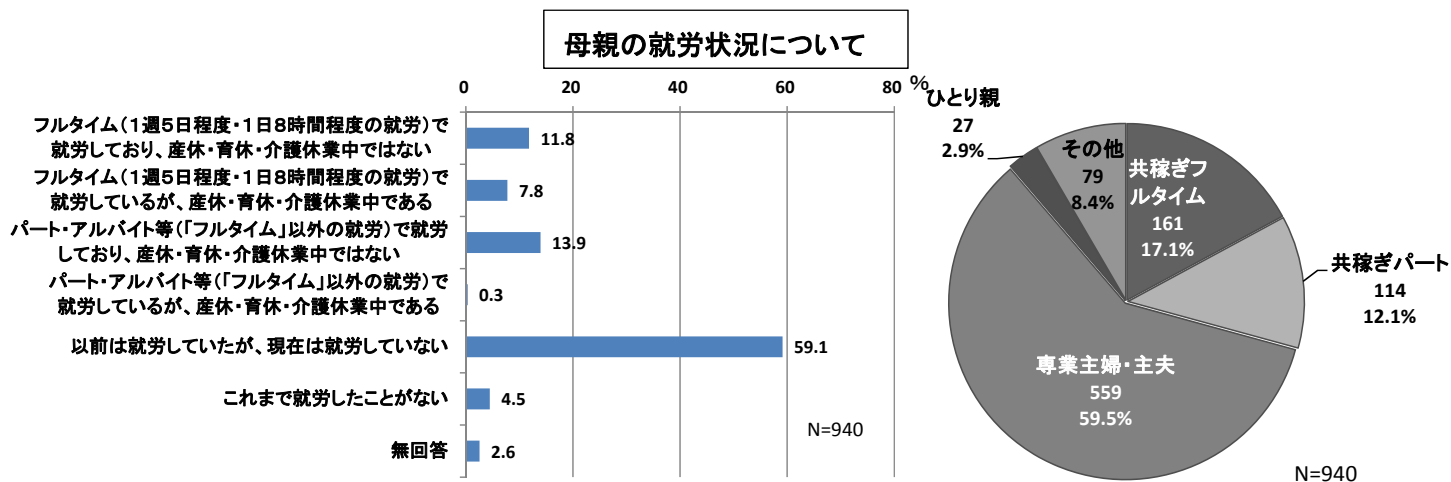


子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所では、9 割が「いる」とし、相談先は友人・知人 82.8%、親族 79.8%であり、8 割は親族、友人・知人に相談できるとしていますが、専門的機関を挙げる人は少なくなっています。

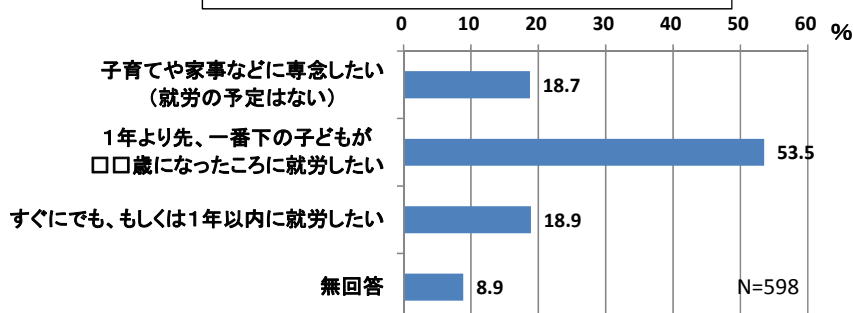


保育ニーズが強いと考えられる共働き家庭は3割

父親は88.1%がフルタイムで働いており、母親はフルタイム、パートタイムを合わせて33.8%が就労しています。夫婦共にフルタイムの共働き家庭は17.1%、パートタイムの共働き家庭は12.1%で3割が共働き家庭です。現在働いていないが、就労希望を持つ母親は7割にのぼりますが、そのうちフルタイムの就労を希望している人は1割程度であり、大半はパートの就労を希望しています。

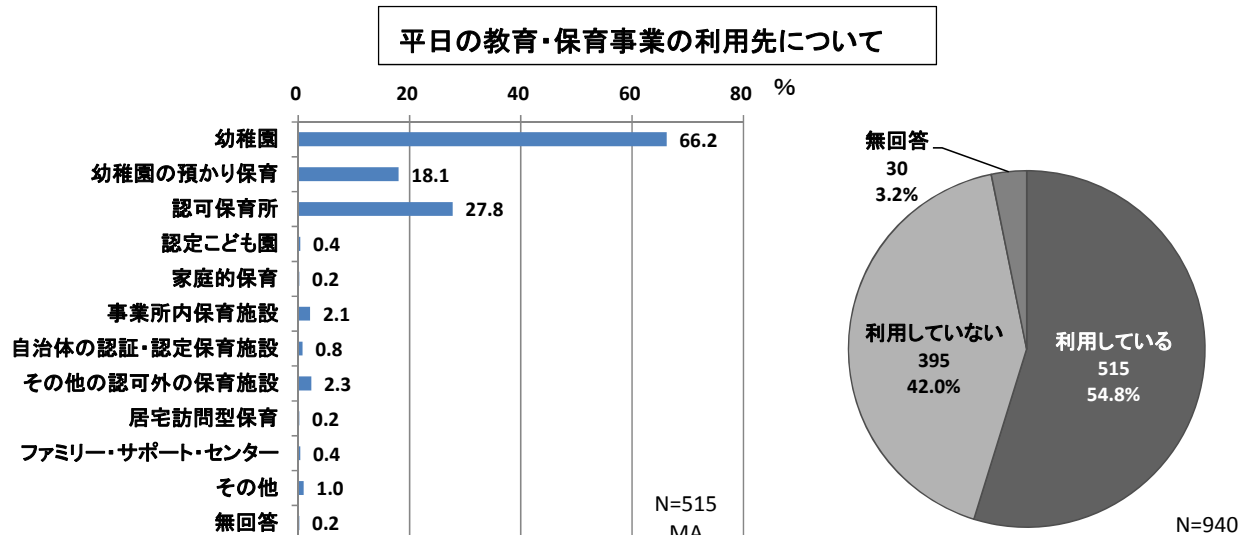


未就労者の就労希望(母親)について



幼稚園利用の割合が高い教育・保育事業の利用

定期的な教育保育事業の利用は54.8%、そのうち幼稚園が66.2%、認可保育所が27.8%であり、幼稚園利用者の割合が高くなっています。利用していない家庭の理由は「必要がない」53.4%、「子どもが大きくなったら利用を考えたい」53.2%となっています。



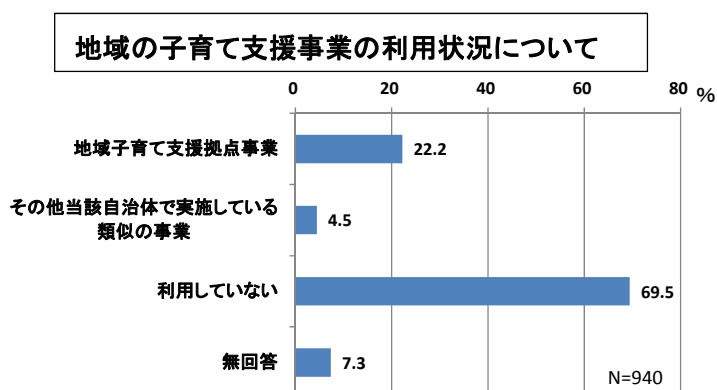
希望が多い「幼稚園の預かり保育」「ファミリー・サポート・センター」

定期的な教育保育事業の利用意向は9割を超えて高く、預かり保育やファミリー・サポート・センターの希望が多くなっています。

幼稚園	希望 68.5%	現在 66.2%	差 2.3
認可保育所	希望 31.7%	現在 27.8%	差 3.9
幼稚園の預かり保育	希望 43.9%	現在 18.1%	差 25.8
家庭的保育	希望 4.1%	現在 0.2%	差 3.9
事業所内保育施設	希望 5.3%	現在 2.1%	差 3.2
自治体の認証・認定保育施設	希望 3.4%	現在 0.8%	差 2.6
その他の認可外保育施設	希望 1.5%	現在 2.3%	差 -0.8
居宅訪問型保育	希望 3.7%	現在 0.2%	差 3.5
ファミリー・サポート・センター	希望 11.0%	現在 0.4%	差 10.6

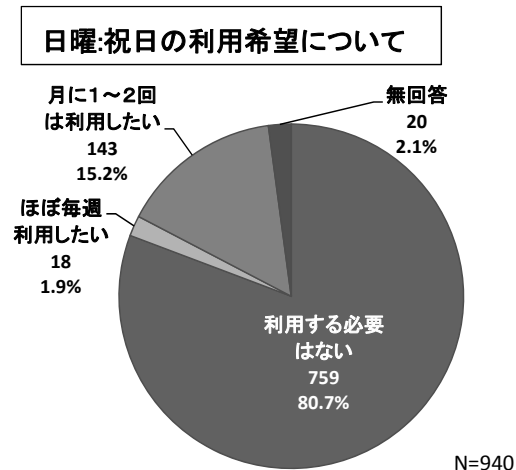
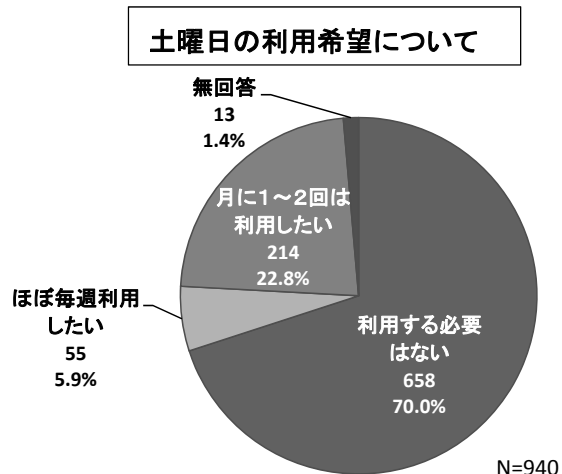
利用希望が現在の2倍ある「地域子育て支援拠点事業」

地域子育て支援拠点事業の利用は22.2%で、69.5%は利用していないのが現状ですが、利用意向では、利用したいは41.3%と増えています。



多くはないが利用希望のある土曜日、日曜・祝日の定期的教育保育事業

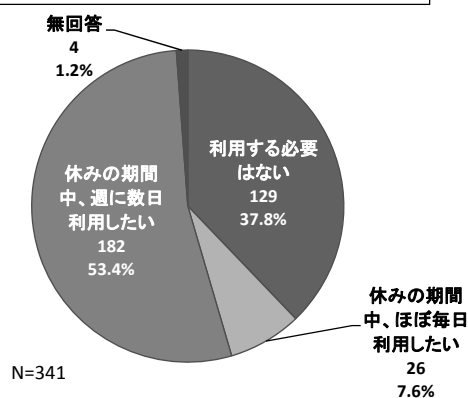
土曜日の定期的教育保育事業を「利用する必要はない」は70.0%、日曜・祝日の定期的教育保育事業を「利用する必要はない」は80.7%で、土曜日、日曜・祝日の保育希望者は比較的少数です。



幼稚園利用者の夏休み・冬休みの利用希望は61.0%

幼稚園利用者の6割が、夏休み・冬休みなど長期休業期間中の預かり保育を希望しています。

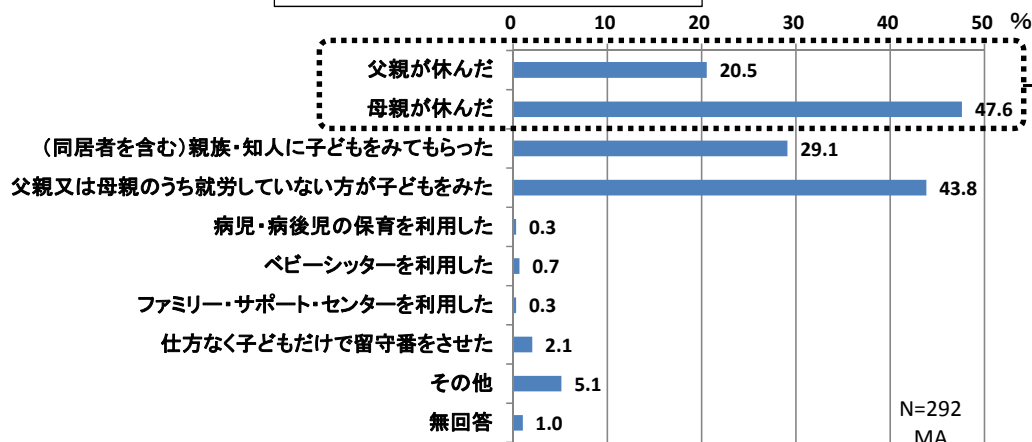
長期休暇期間中の幼稚園利用について



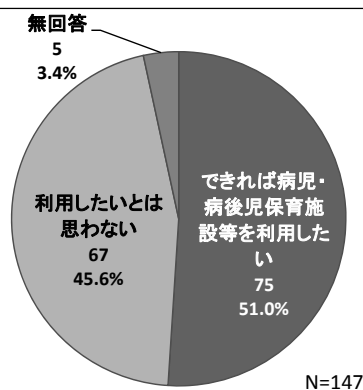
利用と利用しないが拮抗する子どもの病児・病後児施設等

子どもの病後時に「父親或いは母親が休んだ」とする人のうち、病児病後児保育施設等の利用意向はほぼ半々であり、利用を希望しない人の理由は「他人に看てもらうのは不安」「親が休んで対応する」となっています。

児童が病気時の対応について

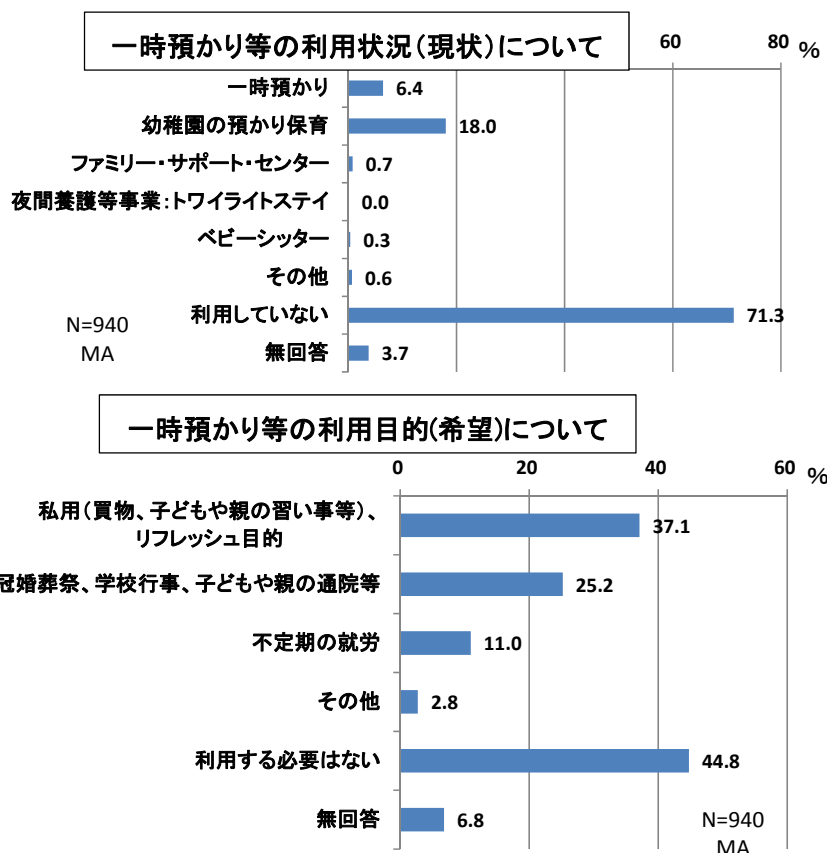


病児・病後児保育施設の利用について



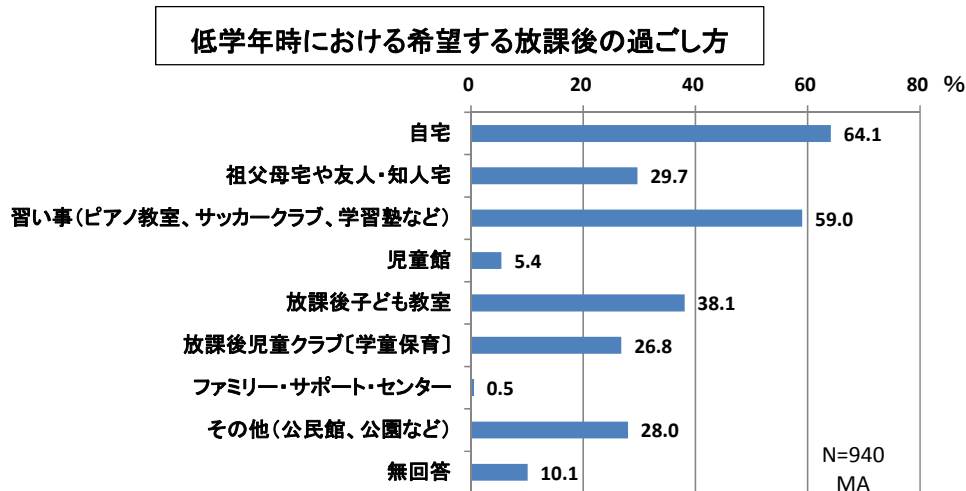
希望が高まる不定期の教育保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

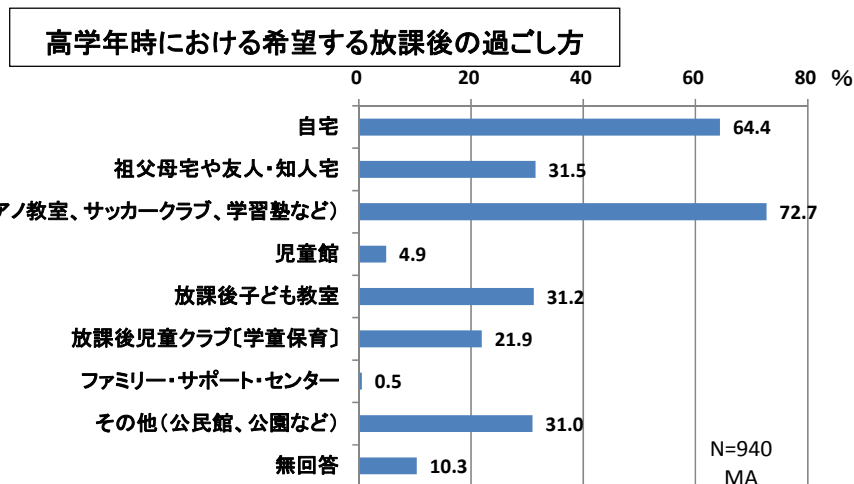
不定期の教育保育事業や宿泊を伴う一時預かり等を現在利用しているのは、幼稚園の預かり保育を中心に24.4%ですが、利用希望では、私用(リフレッシュ等)、冠婚葬祭・学校行事等が62.3%となっています。



子どもたちが安全に過ごせる場所としての放課後事業への期待

放課後の過ごし方の意向は、高学年になると「習い事・学習塾」の割合が高くなりますが、その他の過ごし方について学年の差はほとんどありません。放課後児童クラブ(学童保育)の利用ニーズは低学年で3割、高学年で2割みられ、子どもたちが安全に過ごせる場所の整備が求められています。また、ニーズは大きくはありませんが、土曜、日曜、長期休暇中の放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望もあり、これらへの対応も必要となっています。





参考 小学校就学後の放課後の過ごし方について（未就学児調査と小学生調査との比較）

○未就学児調査

小学校就学後（低学年）

放課後児童クラブ（学童保育） 26.8%

放課後子ども教室 38.1%

小学校就学後（高学年）

放課後児童クラブ（学童保育） 21.9%

放課後子ども教室 31.2%

○小学生調査

（現状）

放課後児童クラブ（学童保育） 9.1%

放課後子ども教室 12.4%

（希望）

放課後児童クラブ（学童保育） 7.4%

放課後子ども教室 17.8%

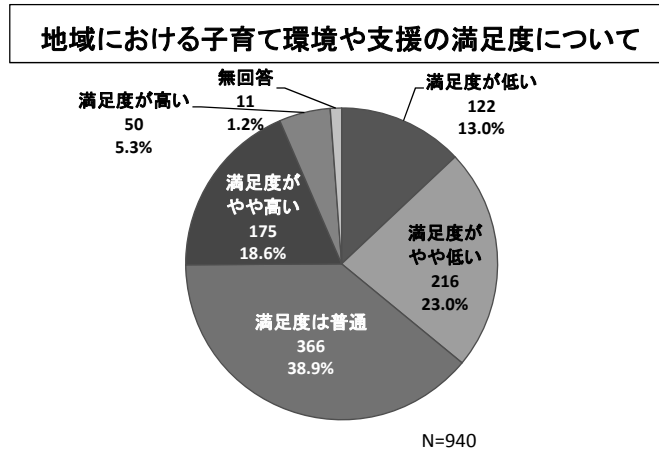
未就学児調査では、小学校就学後低学年での「学童保育」の利用希望が 26.8%ありますが、小学生調査での現状の利用は 9.1%となっており、現実の利用は希望より 17.7 ポイント低くなっています。また、小学生調査では、現在の利用が 9.1%に対して希望では 7.4%と 1.7 ポイント低くなっており、利用したい人の割合はさらに低くなることがうかがわれます。

未就学児調査では、小学校就学後低学年での「放課後子ども教室」※の利用希望が 38.1%ありましたが、小学生調査での現状での利用は 12.4%となっており、現実の利用は希望より 25.7 ポイント低くなっています。また、小学生調査では、現在の利用が 12.4%に対して希望では 17.8%と利用したいと希望している人が現在利用している人より 5.4 ポイント高くなっており、利用したい人の割合が高いことがうかがわれます。

※「放課後子ども教室」とは、放課後における児童の安全な居場所の確保として、小学校の教室、校庭、体育館などを活用し、地域の方々による見守りの中、スポーツや文化活動などの交流や学びを行う事業です。

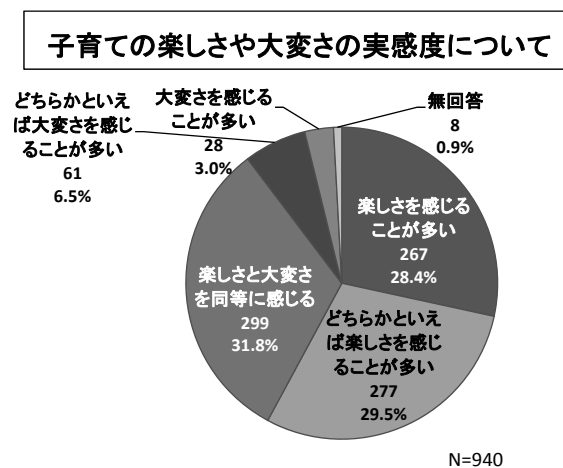
「満足度が高い」「満足度が低い」が拮抗する子育て環境の満足度

大磯町の子育て世帯の「子育ての環境や支援」の満足度は「満足は普通」が38.9%と最も多く、次いで、「満足度がやや低い」と「満足度がやや高い」が20%前後で拮抗しています。



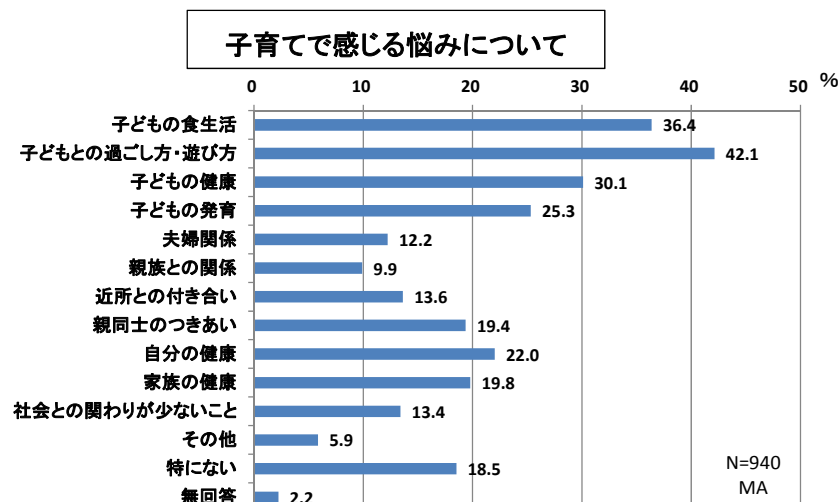
大磯町の子育て世帯の9割が「子育て」に楽しさを感じている

子育てで「楽しさを感じることが多い」と「楽しさと大変さを同等に感じる」と「どちらかといえば楽しさを感じるが多い」がそれぞれ約30%ずつあり、全体の9割が「楽しさを感じている」としています。



子どもとの過ごし方・遊び方や子どもの食生活に悩みを抱えている子育て世帯

現在、子育てをしていて感じている悩みは、「子どもとの過ごし方・遊び方」が42.1%と最も多く、次いで「子どもの食生活」が36.4%、「子どもの健康」30.1%、「子どもの発育」25.3%などの悩みを抱えています。



(参考)

アンケート結果の概要

この計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者を対象に、子育ての実態や教育・保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「大磯町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ調査」を実施しました。

調査の概要

目 的 子育ての実態や保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、市町村子ども・子育て支援事業計画に反映するための基礎資料とする

調査対象 町内の未就学児がいる全世帯

発 送 数 1,544 件

実施時期 平成 25 年 11 月

調査方法 郵送により配布、回収

回 収 数 940 件

回 収 率 60.9%

調査結果の概要

1. お子さんと家族の状況	
主な 質問 項目	・対象のお子さんの年齢について ・母親、父親の就労状況について ・パート・アルバイト等就労者のフルタイムへの転換希望について ・非就労者の就労希望について
現状	◇共稼ぎの家庭は3割であり、専業主婦・主夫が6割と多い。子育て（教育を含む）を主にしているのは「父母ともに」「主に母親」が概ね半々である。 ◇母親の就労状況は、フルタイム（産休・育休・介護休業中を含む）が2割弱、パート・アルバイト等が1割台半ば、以前は就労していたが、現在は就労していないが6割となっている。 ◇パート・アルバイト等の概ね半数はパート・アルバイト等の継続を希望しており、フルタイムへの転換希望は4割あるが、実現見込があるのは4分の1である。 ◇非就労者のうち7割は就労希望を持っており、そのうちの7割はパート・アルバイト等を希望している。 ◇いずれも就労希望時期では、一番下の子が6歳以上になったら半数以上を占めている。
課題	◆子育てに父親が参加している家庭が4割みられるが、一方で主に母親という家庭も4割みられる。 ◆非就労の母親の就労ニーズは高いが、その中心はパート・アルバイトであり、これらの希望に対応する子育て支援の充実が求められる。

2. 子どもの育ちをめぐる環境	
主な質問項目	・子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人について ・子育て（教育を含む）にもっとも影響すると思われる環境について ・子どもをみてもらえる親族や知人の有無について ・子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無や相談先について
現状	◇子育て（教育を含む）にもっとも影響すると思われる環境は、「家庭」が9割以上を占め、「家庭」の大切さが認識されている。 ◇日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる家庭は3割、緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に子どもをみてもらえる家庭は5割以上で、9割近くは祖父母等の親族にみてもらえる環境にある。 ◇日常的に友人・知人に子どもをみてもらえる家庭は5%弱、緊急時もしくは用事の際には友人・知人に子どもをみてもらえる家庭は2割である。 ◇子どもをみてもらえる親族も友人・知人もいない家庭は1割である。 ◇子育てについて気軽に相談できる人については、9割は「いる／ある」としており、相談先は「祖父母等の親族」と「友人や知人」がそれぞれ8割と多く、「幼稚園教諭」「近所の人」がそれぞれ2割である。
課題	◆日常的に子どもをみてもらえる家庭は4割弱に過ぎず、子どもをみてもらえない家庭1割を含めると半数以上が緊急時にしかみてもらえない環境にあることから、親族や友人・知人以外の支援を受けやすくする必要がある。 ◆気軽に相談できる人は友人・知人、親族が中心であり、専門的機関を挙げる人は少ない。専門知識やアドバイスを気軽に受けられる環境整備が必要である。

3. 定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所等）の利用	
主な質問項目	・定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所等）の利用の有無について（現在の利用状況、利用場所、利用している理由、利用していない理由） ・今後、定期的に利用したい教育・保育事業（幼稚園、保育所等）について ・土曜日・日曜日・祝日に定期的に利用したい教育・保育事業（幼稚園・保育所等）について ・幼稚園利用者に対する長期休暇期間中（夏休み等）の利用希望について
現状	◇定期的な教育・保育事業は半数以上が利用しており、幼稚園、認可保育所、幼稚園の預かり保育が大半を占め、その利用理由は、「子どもの教育や発達のため」が8割、「就労しているため」が3割である。幼稚園、認可保育所以外のその他の施設の利用はそれぞれ3%に満たない。 ◇定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「利用する必要がない」が5割、「子どもがまだ小さいため」が5割である。 ◇利用意向では、幼稚園、認可保育所に加えて、認定こども園2割、ファミリーサポートセンター1割など、いずれの施設も現状の利用状況に比べて割合が高くなっている。また、幼稚園の預かり保育の希望は、現状の2倍以上の希望がある。 ◇土曜日の利用希望は「月に1～2回は利用したい」が2割、「ほぼ毎週利用したい」が6%であり、利用する必要はないが7割を占めている。日曜日・祝日では「利用する必要はない」が8割を占めている。 ◇長期休暇期間中の幼稚園の利用希望は6割を超えている。
課題	◆平日の教育・保育事業は、幼稚園、認可保育所、幼稚園の預かり保育が中心だが、利用希望では他の施設も割合が高くなっており、それらのニーズへの対応が求められる。 ◆土曜日、長期休暇期間中の利用意向への対応も必要である。

4. 地域の子育て支援事業（子育て支援総合センター、つどいの広場等）の認知状況・利用状況・利用希望	
主な質問項目	・地域子育て支援拠点事業（子育て支援総合センター、つどいの広場等）の利用の有無と利用回数について ・今後の利用希望、利用回数について ・各種地域子育て支援事業の認知状況や利用状況、利用希望について
現状	◇「地域子育て支援拠点事業」を利用している人は2割であり、7割の人は利用していない。今後の利用意向は4割である。 ◇事業の認知度では、母親学級、保健センターの相談事業、保育所等の園庭開放は7割以上の人が知っているが、家庭教育の学級・講座、教育相談室、子育ての総合相談窓口の認知度はやや低い。今後の利用意向は、保育所等の園庭開放が6割である以外は4割程度と低い。利用経験に比べて利用意向が高いのは、家庭教育の学級・講座、教育相談室、子育ての総合相談窓口である。
課題	◆「地域子育て支援拠点事業」の利用意向は現在の2倍あり、対応が求められる。 ◆相談機能への期待が大きいと考えられることから、一層の充実が求められる。

5. 病気の際の対応	
主な質問項目	・この1年間に病気やケガで通常の事業（幼稚園、保育所等）の利用ができなかったことの有無、また、その際の対処方法や日数について ・父母が休んで対処した場合の「病児・病後児保育施設」の利用希望の有無について ・「病児・病後児保育施設」を利用したいと思わない理由について
現状	◇この1年間に子どもの病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかったことがある人は6割弱で、その時の対処方法は、「母親が休んだ」が5割、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が4割、「親戚・知人に預けた」が3割、「父親が休んだ」が2割となっている。 ◇父親や母親が休んで対処した人の病児・病後児保育施設等の利用意向は5割である。 ◇病児・病後児保育施設等を利用したいと思わない人の主な理由は、「他人に看てもらうのは不安」が6割、「親が休んで対応する」が5割である。
課題	◆子どもの病気やケガの際に、母親や父親が休んで対応するケースが多い。 ◆病児・病後児保育施設等の利用意向は、父親や母親が休んで対処した人の半数を占めており、病児・病後児保育の整備が求められている。



6. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一事預かり等の利用	
主な質問項目	・私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業（一時預かりや幼稚園の預かり保育等）と日数について ・今後の利用希望と利用希望日数について ・保護者の用事（冠婚葬祭、家族等の病気等）により泊りがけで家族以外にみてもらったことの有無と対処方法、宿泊日数について
現状	◇不定期の就労のため利用される事業は「幼稚園の預かり保育」「一時預かり」の順であるが、「利用していない」が7割を占める。利用しない理由は「特に利用する必要がない」が7割。 ◇利用意向では、6割の人が利用したいと回答しており、買い物、子どもや親の習い事、リフレッシュ、冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院、不定期の就労などその目的は多岐にわたっている。 ◇保護者の用事により、泊りがけで家族以外に預けることがあったのは2割で、その時の対処方法は、「親族・知人に預ける」「仕方なく子どもを同行させた」である。 ◇保護者の用事により、泊りがけで家族以外に預けるケースの「困難度」は、「困難」と「特に困難ではない」が拮抗している。
課題	◆不定期の教育・保育事業の利用希望は高く、目的も多様である。「幼稚園の預かり保育」「一時預かり」のニーズが高いと考えられ、事業の提供体制の整備が必要である。 ◆宿泊を伴うニーズでは、多くが親族等に依存しているが、依存することが困難と考えている人が半数いることから、宿泊を伴う預かりも検討していく必要がある。

7. 学校就学後の放課後の過ごし方	
主な質問項目	・小学校低学年（1～3年生）で放課後過ごさせたい場所と日数について ・小学校高学年（4～6年生）で放課後過ごさせたい場所と日数について ・放課後児童クラブ（学童保育）の土曜日、日曜日・祝日、長期休暇期間中（夏休み等）の利用希望、利用したい時間帯について
現状	◇「小学校就学後に放課後の時間を過ごさせたい場所」は、「自宅」が小学校低学年、高学年時でのいずれにおいても6割以上と高い。次いで「習い事」が、低学年時では6割、高学年時ではそれをはるかに上回る7割以上と、とても高くなっている。「放課後子ども教室」「祖父母宅や友人・知人宅」「その他（公民館、公園など）」がそれぞれ3割前後ずつ、「放課後児童クラブ（学童保育）」は、それぞれ2割強程度と、高学年になると習い事の割合が多くなる以外は、小学校低学年でも高学年でも放課後の過ごし方はあまり変わらない。
課題	◆放課後の過ごし方の意向は、高学年になると「習い事・学習塾」の割合が高くなるが、その他の過ごし方について学年の差はほとんどない。 ◆放課後児童クラブ（学童保育）のニーズは低学年で3割、高学年で2割みられ、子どもたちが安全に過ごせる場所の整備が求められている。 ◆土曜、日曜の放課後児童クラブ（学童保育）のニーズは大きくはないが、長期休暇期間中の利用希望は比較的高く、これらへの対応も必要である。

8. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度	
主な質問項目	・ 母親、父親の育児休業取得の有無について ・ 育児休業取得後の職場復帰について ・ 実際の職場復帰時期と希望が異なる場合について
現状	◇育児休業の取得状況は、母親で2割、父親で4%であった。母親が育児休業を取得していない理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が4割弱と多く、次いで、「職場に育児休業の制度がなかった」が2割弱である。父親は「仕事が忙しかった」、「制度を利用する必要がなかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」がそれぞれ3割程度であった。 ◇母親では、実際の職場復帰と希望が異なる人の半数以上が「希望より早く復帰」したとしており、「希望より遅く復帰した」とする人は1割未満であった。「希望より早く復帰した理由」では「希望する保育所に入るため」が5割以上となっている。
課題	◆育児休業の取得状況は低く、その理由に、職場の問題、仕事の忙しさの問題等が挙げられており、母親の就労継続支援や父親の育児休業取得促進に向けて、民間企業も巻き込んだ取組みが求められる。 ◆育児休業からの職場復帰が希望の時期にできない人が多く、最大の理由が希望する保育所に入るためとなっており、保育受け入れ体制の整備・拡大が必要である。

9. 子育ての悩みと子育て環境の満足度	
主な質問項目	・ 子育てをされていて感じる悩みについて ・ 子育てをされていて、楽しさと大変さのどちらを感じる人が多いかについて ・ 地域における子育ての環境や支援の満足度について
現状	◇現在、子育てをされていて感じている悩みは、「子どもとの過ごし方・遊び方」が4割ともっとも多く、次いで「子どもの食生活」が4割弱、「子どもの健康」3割、「子どもの発育」3割弱である。 ◇共稼ぎ家庭、ひとり親家庭は、片働き家庭に比べて子育てで感じている悩みの割合が多い傾向にある。 ◇子育てで「楽しさと大変さを同等に感じる」を含めると「楽しさを感じる」とする人が9割を占めている。 ◇子育て環境の満足度は、普通が4割を占め、満足度が「高い」「やや高い」が24%で、満足度が「低い」「やや低い」の36%を下回っている。
課題	◆子育てに楽しさを感じている人は多く、満足度も普通を加えると6割程度は満足している。一方、「子どもとの過ごし方・遊び方」「子どもの食生活」「子どもの健康」「子どもの発育」等の悩みを持つ人も多く、これらに対応する相談体制等の充実が求められる。

10. 子育てにかかる費用	
主な 質問 項目	• 世帯の年収について • 子育てにかかっている費用について
現状	◇年収 500 万円以上の世帯が半数以上を占める。収入が 300 万円以下はひとり親世帯の割合が高い。 ◇子育てにかかっている費用は、1 か月に 2 万円未満と、2～4 万円未満がそれぞれ約 4 割である。ひとり親世帯では、2～4 万円未満が 5 割とやや多い。
課題	◆ひとり親世帯に対する支援の充実が求められる。

第4章 計画の基本的考え方

1 基本理念

---子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ---

本計画においては、本町の子ども・子育て支援を推進するにあたり、『大磯町次世代育成支援地域行動計画』を継承していきます。

本計画は、総合計画を最上位として、その下位計画に位置づけられる健康増進計画、スポーツ推進計画、障がい者福祉計画、生涯学習推進計画などのさまざまな計画と密接に関わりを持ち、それらの計画を総合的に推進することにより、本町が誇れる豊かな自然環境の中で、子どもを産み、育てやすい住環境をつくり出すとともに、子どもが健やかに、いきいきと成長していけるように、本計画の子育て支援施策を推進します。

そして、行政はもとより住民、地域団体、企業などが協力・連携して、社会全体で子育て支援に積極的に取り組むことにより、子どもをもちたいと願う誰もが安心して子どもを産み育てられ、何よりも本町のすべての子どもが笑顔にあふれ、未来に夢と希望をもって心豊かに、たくましく成長できる環境や体制づくりを目指します。

2 基本的な考え方

本計画は、一人ひとりの子どもの主体性と人権を大切にし、子どもの最善の利益を尊重し、また町ぐるみで子どもとその親が“育っていく”のを見守り支えていくことを基本的な視点とし、次の3つを基本方針とします。

基本方針①：安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進

(背景)就労ニーズに伴う教育保育ニーズの受け止め

基本方針②：家庭、地域、行政が連携し子どもを育てていく体制づくりの促進

(背景)相談体制の充実・強化、父親の育児参加、親族や友人・知人以外の支援

基本方針③：多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実

(背景)預かり保育、一時預かり、病児・病後児保育等々のサービス提供

3 計画の基本目標

「基本理念」と「基本的な考え方」および、「大磯町の子育てを取り巻く課題」を受け、本計画の基本目標は、次の6つとします。

基本目標1：子どもたちの生きる力を育む環境づくり

これからの変化の激しい社会を生きる子どもたちは、確かな学力や豊かな人間性、健やかな身体を基本に、自己を確立し、調和の取れた人として成長していくための「生きる力」が求められています。幼少期から「生きる力」を育むことができるよう、教育環境の整備などに努め、教育の充実や家庭教育への支援を推進します。さらに、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援の質の向上を図り、小学校教育への円滑な移行を進めます。また、思春期の子どもたちに対する保健対策を充実し、命の尊さや性に対する正しい知識、正しい生活習慣の普及のため、学校との連携強化を図ります。

基本目標2：子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

感動する感性、正義感や公平さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、他者との共生など、変化の激しい時代を生きる子どもたちにとっては、身近な地域で豊かな人間関係をつくる力を培うことが大切です。子どもたちが安全に過ごせる居場所づくりを推進するとともに、地域において学び、遊び、幅広い世代や地域の人との交流の機会を通じて、子どもたちが未来に希望を抱くことができる環境づくりを進めます。

基本目標3：子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり

長期的な少子化傾向が継続している中、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が求められています。そのため、妊娠・出産から子育て・就学までの切れ目ない支援、母子の健康増進、出産・育児不安の解消、父親の育児参加、子どもへの医療対策の充実に向けた取り組みなどを進めます。さらに、不妊や不妊治療に関する情報提供を充実させるとともに、相談体制の強化や経済的負担の軽減のための取り組みを推進します。また、医療体制の充実化とともに、子育ての経済的な負担軽減を図るため、子どもの医療費の助成や就学援助などを推進します。

その他にも、子どもたちが安全で安心して地域で過ごせる環境の整備が求められていることから、親子が外出しやすい環境づくりや、交通事故や犯罪などの被害から守るための安全対策などを進めます。

基本目標4：地域が支える子育て環境づくり

子育ては本来、楽しいことであるはずですが、子育てを担う親が孤独となり、その楽しさを忘れてしまう状況が見られます。また、子どもとの過ごし方・遊び方、子どもの食生活や健康、発育などに悩みを抱える世帯があり、これらの背景には、家庭や地域社会の機能の低下に伴う人々の結びつきが失われていることも要因と考えられます。

このため、赤ちゃんから高齢者まで様々な人が暮らしている地域において、孤立しない子育て環境づくり、親子や仲間との交流など、それぞれが助け合い、子どもたちの成長を支援する環境づくりを進めます。

また、不安や悩みに早期から対応できる相談体制の強化や、タイムリーな子育て情報の発信に努めます。

基本目標5：子育てと仕事の両立支援

女性の社会進出が進み、仕事やライフスタイルに対する意識や価値観が多様化してきました。このような中で、少子化の大きな要因は、子育てと仕事の両立の難しさにあると言われ、育児休業制度の充実や労働時間の短縮の推進をはじめ、子育てをしながら安心して働くことができる就業環境の整備が課題となっています。このため、低年齢児保育の拡充など待機児童の計画的な解消を図ります。

さらに、働き方の多様化に対応できる弾力的な保育サービスの充実、学童保育の環境整備を推進します。

また、男女がともに子育てに参加し、子育ての喜びと責任を分かち合える環境づくりを推進できるよう、父親が育児に参加しやすい環境づくりや取組みを進めます。

基本目標6：心配りが必要な子どもたちへの支援

育児に不安や困難を感じている親、成長や発達の遅れが懸念される子ども、障がいのある子ども、保護を必要とする子ども、ひとり親家庭など個別に支援を要する家庭に対し、その不安や負担の軽減に向けて、関係機関が連携して早期に適切な支援を行なうことが求められています。

このため、配慮が必要な子どもへの支援、要保護児童・要保護家庭への支援、ひとり親家庭への支援などを進めます。

4 計画の体系

本計画は、基本理念を実現するため、6つの基本目標で構成されています。

【基本理念】 【基本的考え方】

子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ

多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実
家庭、地域、行政が連携し子どもを育てていく体制づくりの促進
安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進

【基本目標】

【施策の方向】

基本目標1

子どもたちの生きる力を育む環境づくり

- 1 教育保育環境の整備
- 2 質の高い学校教育・保育、地域子育て支援
- 3 小学校教育への円滑な移行
- 4 家庭教育への支援
- 5 思春期の心と体の健康づくり
- 6 食育の推進

基本目標2

子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

- 1 子どもの居場所づくり
- 2 世代間交流の充実
- 3 スポーツ活動の推進
- 4 文化・芸術活動の推進
- 5 子どもの健全育成
- 6 社会参加への支援

基本目標3

子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり

- 1 妊娠、出産から子育てまで切れ目ない支援
- 2 医療体制の充実
- 3 経済的な支援
- 4 生活環境の整備

基本目標4

地域が支える子育て環境づくり

- 1 子育て相談体制の充実
- 2 子育て支援の充実
- 3 子育て情報の発信
- 4 子育て世代の社会参加への支援

基本目標5

子育てと仕事の両立支援

- 1 多様な保育サービスの提供
- 2 放課後児童対策の充実
- 3 仕事と生活の調和の実現

基本目標6

心配りが必要な子どもたちへの支援

- 1 配慮が必要な子どもへの支援
- 2 児童虐待防止体制の充実
- 3 いじめや不登校への対応

第5章 施策の推進

6つの基本目標の実現に向けて、26の施策の方向に基づく、今後の方向と、目標を定め、大磯町の役割について本計画を推進していくものとしています。

基本目標	子育ての様々な課題の解決に向けて、6つの基本目標を設定しています。 ※第4章参照
施策の方向	基本目標を実現するための26の施策の方向を設定しています。
大磯町の取組	- 基本目標・施策の方向を達成するための主な個別事業として、町が取り組むべき事業を示しています。 - 事業別に担当課、事業概要と目標値を示しています。

基本目標1：子どもたちの生きる力を育む環境づくり

【基本理念】子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ

【基本目標1】 子どもたちの生きる力を育む環境づくり

【基本目標2】 子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

【基本目標3】 子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり

【基本目標4】 地域が支える子育て環境づくり

【基本目標5】 子育てと仕事の両立支援

【基本目標6】 心配りが必要な子どもたちへの支援

これからの変化の激しい社会を生きる子どもたちは、確かな学力や豊かな人間性、健やかな身体を基本に、自己を確立し、調和の取れた人として成長していくための「生きる力」が求められています。幼少期から「生きる力」を育むことができるよう、教育環境の整備などに努め、教育の充実や家庭教育への支援を推進します。さらに、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援の質の向上を図り、小学校教育への円滑な移行を進めます。また、思春期の子どもたちに対する保健対策を充実し、命の尊さや性に対する正しい知識、正しい生活習慣の普及のため、学校との連携強化を図ります。

1-1 教育保育環境の整備

子どもに安全で快適な学校及び園環境を提供するため、教育・保育施設、設備の維持管理を進めます。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 老朽化した設備の整備	学校教育課 子育て支援課	・安全で快適な学校及び園生活を送ることができるよう、施設、設備の維持管理を行うとともに、総合計画に基づいた計画的な整備を行います。	継続実施
② 公立幼稚園・公立保育所のあり方についての検討	子育て支援課	・幼稚園の園区・定員を見直し、公立幼稚園の統廃合や、民間幼稚園等の誘致について検討します。認定こども園の設置を目指し、子育てサービスの総合的かつ効率的な運営を図ることについて検討します。	公立幼稚園の統廃合 私立保育所または私立認定こども園の誘致

1-2 質の高い学校教育・保育、地域子育て支援

すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育、地域子育て支援の質の確保に努めます。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 保育士、教諭の質の向上（研修、人材育成）	学校教育課	・教育研究所事業として、特別研究や学校・研究部・個人グループが行うさまざまな研究を支援し、教育研究の充実を図ります。	組織的な学校研究への取組実施率100%
	子育て支援課	・質の高い幼児期の教育・保育を推進するために、保育士及び幼稚園教諭の質の向上を目指し、各種研修を行い人材育成の充実を図ります。	継続実施
② 魅力ある教育・保育の推進	学校教育課	・電子黒板・デジタルテレビ・タブレットPC等IT関連機器を効果的に活用した教育を推進します。 ・小学校での外国語活動を通して、異文化への興味・関心を深め、コミュニケーション能力の育成に努めます。 ・学校評議員等による外部からの意見を受け、次年度の教育計画に生かします。	継続実施
	子育て支援課	・幼稚園・保育所の子ども同士の交流や幼稚園の教育課程及び保育所の保育指針に基づき、幼児教育を推進します。 ・豊かな心を育むために芸術鑑賞の場を提供します。	継続実施
③ 少人数指導や外部人材の活用	学校教育課	・少人数指導等学習形態を工夫し、基礎・基本の定着を図るとともに、35人学級編制を支援します。 ・豊富な知識や経験を有する人を指導協力者として依頼し、教育活動の一層の充実を図る「地域ふれあい学習」を実施します。 ・中学校部活動充実のため、地域指導者を活用します。	「地域ふれあい学習」協力者（延べ） 3,000人/年
④ 職業体験学習などのキャリア教育の推進	学校教育課	・将来の社会的・職業的自立に向けて、一人ひとりの児童生徒が目的を持って学べるようになることを目指し、各校種に応じたキャリア教育を推進します。	中学校3年間の学習の中で、全ての生徒が職業体験学習を行う

1-3 小学校教育への円滑な移行

就学前の教育、保育から小学校入学につなげるために施設間のネットワークを強化し、小学校教育への円滑な移行を進めます。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 子ども同士の交流	子育て支援課	・町内の全幼稚園、保育所の年長児が交流する「いそっこフェスティバル」開催など、園や地域の枠を超えた子ども同士の交流を図ります。	継続実施
	学校教育課	・幼保小の連携活動の一環として、小学１年生が小学校に入学する予定の幼稚園・保育所の園児を学校に招待し、学校案内や遊びなどを通じての交流を図ります。 ・学校、家庭、地域社会が連携・協力し、子どもの「生きる力」を育むとともに、地域の教育力の再生・充実を目指し、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動（「地域ふれあい学習」）を推進していきます。	「地域ふれあい学習」協力者（延べ） 3,000人/年
② 幼稚園、保育所、小学校のネットワーク強化（円滑な移行）	学校教育課 子育て支援課	・職員間では保育参観や研修会を開催することで、相互の教育について理解を深めます。 ・小学校教員が保育参観をしたり、幼稚園・保育所職員が小学校の授業を参観したりすることにより、相互の教育について理解を深めます。 ・小学校入学前後に、小学校教員と幼稚園・保育所職員が、円滑な移行のための連絡会を開催します。	継続実施

1-4 家庭教育への支援

家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域や園をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実させるとともに、課題を抱える家庭への相談機能などを充実します。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 親子同士のコミュニケーション講座	生涯学習課 子育て支援課	・幼児及び小学生の子どもをもつ保護者及びその家庭を対象とした講座を開催し、子育て中に学習を行うことにより、親としてのあり方を考え家庭教育を実践するきっかけとします。	継続実施
② 各園における相談環境の整備	子育て支援課	・保育所・幼稚園において、専門的な知識と豊富な経験を持つ職員等に、気軽に相談できる環境を整えるなど、社会全体で子育てを支える環境づくりに取り組みます。 ・各園等に勤務している子育て関係者を対象に、母子保健制度などを学ぶ認定講座などを開催し、コーディネーターを養成し、配置していきます。	各子育て関連施設に１人（コーディネーター）配置

1-5 思春期の心と体の健康づくり

思春期の子ども達が心身ともに健康に育つよう、性や薬物使用に対する正しい知識を習得できるよう様々な取組を進めます。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 乳幼児とのふれあい体験	学校教育課	・中学校の家庭科で乳幼児の心身の発達についての理解を深める学習を行い、町立幼稚園・保育所を訪問して保育実習を行います。	継続実施
	スポーツ健康課	・助産師の講話（受精から出産まで）や、命の大切さを学ぶための思春期ふれあい体験事業（妊婦体験ベスト・赤ちゃん人形の抱っこ体験等）を町立中学校2校3年生を対象に実施します。	継続実施
② 性に関する正しい知識の啓発	学校教育課	・小・中学校では、性や性感染症について、保健の指導等により正しい知識の定着を図ります。 ・児童生徒の発達段階に即して指導計画を作成し、性教育の指導を実施します。	継続実施
③ 喫煙や薬物使用の知識啓発	学校教育課	・小・中学校において、飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育に取り組みます。	継続実施
④ 犯罪に巻き込まれない対策	町民課	・犯罪に巻き込まれないよう、家庭・学校・関係機関等が一体となってモラル教育を行います。	各中学校 1回/年（町内全中学校開催）
	学校教育課	・教職員の防犯安全講習会を実施し、子どもたちの安全確保を図ります。 ・学校・保護者・地域が連携して、登下校を含めた学校内外の安全保持に努めます。 ・情報モラル教育を実施し、インターネット被害に巻き込まれないようにします。 ・「大磯町園児・児童・生徒の防犯安全対策推進委員会」を開催し、関係諸機関との連携を深めます。	大磯町園児・児童・生徒の防犯安全対策推進委員会 1回/年



1-6 食育の推進

規則正しい食生活を通じて、成長段階に応じて、子ども達が心身ともに健康に育つように、また、食に関する学習の機会や情報提供など、「食育」を進めます。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 規則正しい食生活の推進	スポーツ健康課	・平成26年3月に策定した「第2次大磯町食育推進計画」に基づき、町と関係機関が連携して、家庭・教育・地域などで食に関する講座や地産地消など食からの健康づくりを推進します。また、食育・健康づくりに関する情報やサービスを集約し、楽しく効果的に発信することができるよう、食育情報誌「磯食だより」を発行し、食育の普及・啓発に努めます。	休日の夕食を大人と一緒に食べる子どもの割合100% 3食必ず食べるように気を付けている子どもの割合90%以上
	産業観光課	・農協と連携して親子農業体験教室を開催し、食育と地産地消の普及啓発を図ります。	継続実施
② 食生活に関する講座の開催	スポーツ健康課	・2～3歳児とその保護者を対象に、「型抜き」「混ぜる」「切る」などを一緒に調理体験することで、食への関心を高め、みんなで食事をするマナーを学ぶ幼児親子クッキング教室や、親子でコミュニケーションを深めながら、食べることの大切さを理解し、基本的な食習慣と自ら健康を考えて食事する力を身につけるための夏休み親子クッキング教室を開催します。	食育講座 4回/年
③ 給食の充実	学校教育課	・小学校給食への地場産物（県内産）の利用を促進します。 ・中学校給食の実現を目指します。	小学校給食の地場産物（県内産）の使用割合30%以上
	子育て支援課	・保育所では、集団で食事をする給食の時間を通じて、食べることへの意欲や食べたいもの、好きなものを増やし、仲間と一緒に食べる楽しさを育むように取り組みます。 ・定期的な給食食材の放射性物質濃度の検査、個別のアレルギー対応等、食の安心・安全にも考慮します。	継続実施



基本目標2：子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

【基本理念】子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ

【基本目標 1】 子どもたちの生きる力を育む環境づくり

【基本目標 2】 子どもたちの心豊かな成長を育む環境づくり

【基本目標 3】 子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり

【基本目標 4】 地域が支える子育て環境づくり

【基本目標 5】 子育てと仕事の両立支援

【基本目標 6】 心配りが必要な子どもたちへの支援

感動する感性、正義感や公平さを重んじる心、生命を大切に、人権を尊重する倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、他者との共生など、変化の激しい時代を生きる子どもたちにとっては、身近な地域で豊かな人間関係をつくる力を培うことが大切です。子どもたちが安全に過ごせる居場所づくりを推進するとともに、地域において学び、遊び、幅広い世代や地域の人との交流の機会を通じて、子どもたちが未来に希望を抱くことができる環境づくりを進めます。

2-1 子どもの居場所づくり

地域社会における子どもの数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。そのため、子どもが自由に遊び、学習や体験活動、交流活動などを行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 学童保育の推進	子育て支援課	・保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない小学生に対し、学校の授業終了後等に適切な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。 ・子どもの情緒面や安全性を配慮し、おおむね40人のグループに有資格者を含めて2名以上の職員を配置します。	継続実施
② 放課後子ども教室の推進	子育て支援課	・小学校の敷地内の諸施設や余裕教室などを利用し、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共にスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を推進します。	実施回数の増加
③ 全ての子どもの居場所づくりの推進	子育て支援課	・国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」を一体的あるいは連携して実施する、総合的な放課後対策事業の実施に向けて（仮称）放課後子ども総合プラン連絡調整会議を設置し、検討を進めます。	（仮称）放課後子ども総合プラン連絡調整会議 2回/年
④ 公園等の整備	都市計画課	・子どもの安全性を確保するために、公園内を明るく保つことや、内外から見通しを良くするため、公園灯周辺の樹木の剪定や生垣の間伐などを実施します。 ・公園遊具の定期点検を実施するとともに安全な遊具の再整備を進めます。	・樹木剪定 1回/年 ・遊具点検及び修繕 1回/年

2-2 世代間交流の充実

地域における子育て支援の実施にあたっては、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を図る必要があります。多様な世代との交流の機会を通して、子どもたちが豊かな心と社会性を育む世代間交流を進めます。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 地域住民との交流事業	子育て支援課	・子育て支援総合センターを中心に地域・年齢を超えたつながりを持ち、相互理解を図るために、ハッピー3世代交流会を実施します。	継続実施
	学校教育課	・豊富な知識や経験を有する人を指導協力者として依頼し、教育活動の一層の充実を図る「地域ふれあい学習」を実施します。	「地域ふれあい学習」協力者(延べ) 3,000人/年
	生涯学習課	・子どもたちが豊かな心と社会性を育むために、地域において子どもたちと様々な世代の人が交流できるよう、生涯学習を支援できる人材を確保し、高齢者等との世代間交流活動を推進します。	人材登録者数 100人
	福祉課	・高齢者の社会参加活動の中で、保育所・幼稚園・小学校などと交流し、世代間の交流を図ります。	継続実施
② 青少年指導員活動	生涯学習課	・地域の青少年の健全育成を図ります。 ・自主事業を企画・実施することにより、地域青少年との交流機会を持ちます。	自主事業 3回/年

2-3 スポーツ活動の推進

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満増加などの現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、基礎的な体力を身につけ、健全な成長を促すスポーツ活動の推進を支援します。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 各園や学校におけるスポーツの取り組み	学校教育課	・「大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針」に基づき、児童体育委員会主催のスポーツ大会や学年主催の球技大会、ベルマーレのサッカー教室など各園・学校においてスポーツ活動の推進を図ります。 ・中学校において、地域指導者の活用により、部活動の充実を図ります。	継続実施
	子育て支援課	・幼稚園・保育所において、子どもたちが外遊びに親しめる環境づくりを進め、体力増進を図ります。	継続実施
② スポーツ少年団活動やスポーツ推進委員の活動支援	スポーツ健康課	・大磯町スポーツ少年団・スポーツ推進委員の活動を支援することにより、子どもたちのスポーツ活動を推進します。	継続実施
③ スポーツ大会や教室の開催	スポーツ健康課	・民間学校法人、スポーツクラブと連携してスポーツ教室等を開催し、小・中学生を対象とした活動の場を提供します。	継続実施

2-4 文化・芸術活動の推進

心豊かな子どもの成長に向けて、文化・芸術活動の推進を支援します。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 地域の伝承文化に親しむ郷土愛の育成	生涯学習課	・生涯学習を支援できる人材を確保し、高齢者等との世代間交流活動も含め、伝統文化継承を推進していきます。 ・郷土に関する「児童生徒を対象とした学習指導」を行います。	・「児童生徒を対象とした学習指導」 15 回/年
② 文化・芸術体験の機会の提供	生涯学習課	・人材登録制度を活用し、小・中学生を対象とした文化・芸術体験の場を提供します。	「青少年おもしろ講座」 3 回/年
	学校教育課	・各学校で音楽会や合唱コンクールの開催、芸術鑑賞会の実施などにより、子どもたちの文化・芸術に対する関心を高めます。	継続実施
③ 読書活動の推進	生涯学習課	・団体貸出の活用や図書館見学等により町の図書館と学校との連携を深めます。また、読んだ本を記録できる読書通帳の導入を検討します。 ・「子ども読書活動推進計画」に基づき、「おはなし会」「読書案内」等を行い、読書活動を推進させます。 ・0歳児とその保護者すべてを対象に、「赤ちゃん絵本を開く時間の大切さ」などのメッセージを直接伝えながら、絵本の読み聞かせを行い、本やブックリスト、図書館の利用案内等が入った「ブックスタート・バック」を手渡します。 ・事業に協力するボランティアを養成します。 ・「ブックスタート・フォローアップ事業」として0歳児向き及び児童関係図書の充実を図ります。	・児童書の団体貸出冊数 年間 1,500 冊 (平成 31 年度) ・団体貸出用児童書の年間購入冊数、年間 100 冊 (平成 31 年度) ・おはなし会の年間参加人数、1,500 名 (平成 31 年度) ・ブックスタート乳児向き貸出用図書の年間購入冊数、100 冊 (平成 31 年度)
	学校教育課	・読書活動の推進のため、学校図書館の整備と学校図書館司書の配置の充実を図ります。 ・学校図書館の蔵書管理の電算化を進めます。	学校図書館の蔵書管理の電算化の完成 (平成 28 年度)

2-5 子どもの健全育成

人権、環境など、子どもの健全育成に向けた取組を進めます。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 環境学習の推進	環境美化センター	・平塚市、大磯町、二宮町の1市2町ごみ処理広域化に伴い、大磯町に建設予定の(仮称)リサイクルセンターに、施設見学コースや環境学習施設を設置します。	—
② 人権教育	学校教育課	・小・中学校において人権教育研究事業を実施し、人権教室や講演会を開催するなど、人権教育の充実に努めます。	継続実施
③ 平和学習	総務課	・小学校6年生に、原爆体験談などの講話を実施することで平和に関する意識の高揚を図ります。	継続実施

2-6 社会参加への支援

地域社会の担い手となる子どもの人格を尊重し、年齢に応じてまちづくりに参画する取り組みを進めるとともに、権利意識と責任ある社会人となるための自覚を促します。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 子どもの意見を反映する機会の充実	政策課	子どもの町に対する要望や意見などを聴取し、その意見や提案を町が行う施策や事業に反映するとともに、子どもがまちづくりに参画する意欲の増進を図り、責任ある社会人となるための自覚を促すため、子ども議会を開催します。	継続実施



基本目標3：子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり

【基本理念】子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ

【基本目標 1】 子どもたちの生きる力を育む環境づくり

【基本目標 2】 子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

【基本目標 3】 子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり

【基本目標 4】 地域が支える子育て環境づくり

【基本目標 5】 子育てと仕事の両立支援

【基本目標 6】 心配りが必要な子どもたちへの支援

長期的な少子化傾向が継続している中、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が求められています。そのため、妊娠・出産から子育て・就学までの切れ目ない支援、母子の健康増進、出産・育児不安の解消、父親の育児参加、子どもへの医療対策の充実に向けた取組みなどを進めます。さらに、不妊や不妊治療に関する情報提供を充実させるとともに、相談体制の強化や経済的負担の軽減のための取り組みを推進します。また、医療体制の充実化とともに、子育ての経済的な負担軽減を図るため、子どもの医療費の助成や就学援助などを推進します。

その他にも、子どもたちが安全で安心して地域で過ごせる環境の整備が求められていますので、親子が外出しやすい環境づくりや、交通事故や犯罪などの被害から守るための安全対策などを進めます。

3-1 妊娠、出産から子育てまで切れ目ない支援

妊娠、出産から子育てまで安心して生活できるように、健康面、育児不安の解消に向けた相談・指導を充実します。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 母子の健康保持、増進	スポーツ健康課	・妊娠中からの母子の健康保持増進を図るため、母子健康手帳の交付時等に保健師面接による保健指導を行い、リスクの高い妊産婦については医療機関等と連携を図ります。出産後においても新生児訪問指導・未熟児訪問指導などにより、切れ目なく継続した支援を行います。	・新生児（第1子）、未熟児訪問全数訪問 ・妊婦健康診査受診率 100%

事業名	担当課	事業概要	目標値
② 出産育児不安の解消（情報提供・訪問・子育て講座等）	スポーツ健康課	・安心して妊娠、出産、育児に臨めるように知識を普及するとともに、仲間づくりの機会を提供することを目的に各種講座・教室を開催します。 ・妊娠中から児童の虐待の予防や育児不安の解消が図られるよう、父親の育児参加を促進する保健事業を展開していきます。 ・夫婦で出産を楽しみにしつつ、「親になること」のイメージを広げていけるよう、また妊娠をきっかけに家族の健康を見直し、家庭が健康づくりの基盤であることを実感できるように、妊婦とその家族を対象に教室を開催します。	・マタニティスクール 16回/年
	子育て支援課	・「こんにちは赤ちゃん事業」として、民生委員・児童委員や主任児童委員が第2子以降の人を訪問し、育児の不安などを聞き、必要に応じて保健師等が訪問指導します。そのフォローとして、2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」を実施します。 ・父親の育児参加を推進・啓発するなど、ニーズに応じた講座等を開催します。	・こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問事業） 訪問率 100% ・2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」 訪問率 100% ・子育て講座「ベビーマッサージ」 4回/年 ・健康に関する講座 5回/年
③ 不妊等への支援	スポーツ健康課	・子どもを持つことを望み、不妊・不育治療を必要とする夫婦が安心して治療を受けられるよう、治療費助成や情報提供、相談体制の充実に努めます。	継続実施
④ 乳幼児健診、予防接種の推進	スポーツ健康課	・乳幼児の発育・発達を確認するとともに、育児不安の解消や育児支援も含めて子どもと保護者が心身ともに健康に生活することを目指して、乳幼児を対象とした各種健康診査、健康相談を実施し、健診結果により、フォロー教室やこども発達相談を勧奨します。各種健康診査の結果、疾病や障がい疑われ精密検査が必要とされた場合には、精密検査受診券を発行し受診結果を把握していきます。 ・学校・教育機関との連携により正しい予防接種の知識を保護者に提供し、予防接種率の向上を図り、感染症に対する免疫を確保し、疾病の発生及び流行を予防します。	受診率 100% 予防接種率 100%

3-2 医療体制の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の基盤となる小児医療体制の充実を図ります。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 救急医療の確保	スポーツ健康課	・休日・夜間の急患・診療体制を確保していきます。	継続実施
② 妊婦健康診査	スポーツ健康課	・すこやかな妊娠と出産のため、妊娠中に受ける妊婦健康診査(14回分)の費用補助を行い、確実な受診を勧めます。また、産科医療機関との連携窓口となり、健診結果等からフォローが必要とされる場合には、対応します。	受診率 100%
③ 周産期・小児医療の確保	スポーツ健康課	・平成22年4月以来、休止となっている東海大学医学部付属大磯病院の産科の再開を含め、周産期・小児の医療体制の確保に努めます。	継続実施

3-3 経済的な支援

ひとり親家庭や、障がいを持つ子ども、経済的理由で就学が困難な家庭に対して、自立して生活できるように経済的支援を進めます。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 児童手当の支給	子育て支援課	・子育て家庭における生活の安定と次代の社会をになう児童の健全な育成、資質の向上を図るため、児童手当法により、中学校3年生以下の児童を養育している人に手当を支給します。	継続実施
② 小児医療の助成	子育て支援課	・小学生までの児童の入院及び通院に係る医療費と中学生の児童の入院に係る医療費を助成し、病気の早期発見と治療を促進し、児童の保健及び福祉の向上と増進を図ります。	継続実施
③ 養育医療	子育て支援課	・病院または診療所に入院することを必要とする未熟児(出生体重 2,000 g 以下の乳児、または指定医療機関の医師が養育医療の対象と認めた乳児)に対し、その養育に必要な医療を助成します。	継続実施
④ 就園、就学援助	学校教育課	・経済的事情により私立高校等への就学が困難な者または就学の継続が困難で諸条件を満たした者に対し、補助金を交付します。 ・経済的事情により就学が困難な家庭に対し、学用品などの費用の一部を援助します。	継続実施
	子育て支援課	・施設型給付を受けない私立幼稚園に就園している園児の保護者の経済的負担の軽減と幼児教育の振興を図るため、世帯の課税状況に応じて保育料等の一部を補助します。	国の動向に応じ、助成を実施
⑤ ひとり親への援助	子育て支援課	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ります。 ・18 歳未満（中度以上の障がいがある場合は 20 歳未満）の児童を扶養しているひとり親家庭の児童を養育している人に手当を支給します。 ・母子・父子家庭の母または父と児童（18 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日までの児童）が病院などの受診時に支払う健康保険の自己負担額を公費で助成します。 ・ひとり親家庭等の 18 歳未満の児童（4 月 1 日現在で 6 か月以上町在住）が小学校・中学校・高校へ入学したときに助成金を支給します。 ・ひとり親家庭等の子どもの保育所入所の際、保育料軽減を実施します。 ・一時保育、延長保育、特定保育の料金の負担を軽減します。	継続実施
⑥ 障がいを持つ子どもへの援助	子育て支援課	・障がいのある 20 歳未満の児童を扶養している人に手当を支給し、障がい児家庭の生活の安定と福祉の増進を図ります。	継続実施
⑦ 保育料以外の実費負担への費用助成	子育て支援課	・保育料以外の実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るための補助を検討していきます。	国の動向に応じ、助成を実施

3-4 生活環境の整備

子どもを犯罪や事故などの被害から守るとともに、子育て中の親子が安心して外出できるように、安全で安心なまちづくりを推進します。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 公園や道路等の環境整備、バリアフリー	建設課	・交通量が多い町道等への歩道の整備や危険箇所の改修を進め、歩きやすい歩道など歩行者の安全確保に努めます。 ・国県道における通学時等の危険な場所の改善を要望し、国・県・町それぞれの道路管理者が一体となって整備に取り組んでいきます。	町内歩道整備延長L=943m (国府本郷西小磯1号線、幹線28号線)
	都市計画課	・公共施設、公共機関のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者、幼児連れなどをはじめすべての人に対してやさしい環境づくりをめざします。	町内すべての公園で点検・修繕、公園検査を実施
② 公共施設での子育て支援(授乳室やベビーベット等)	子育て支援課	・子育て中の親子が公共施設を利用しやすいようにベビーベッドを置くなど、授乳やおむつ交換ができるスペースの確保を推進します。 ・親子でイベントに参加しやすいように移動式赤ちゃんの駅を町内イベント主催者に貸出します。	赤ちゃんの駅の貸出 12回以上/年
③ 通学路や公園などの安全確保	町民課	・交通事故危険箇所において、ストップマークや啓発看板の設置を進めます。 ・防犯灯を整備します。	町内約3770基 (平成26年度時点)の防犯灯の維持管理
	都市計画課	・子どもの安全性を確保するために、公園内を明るく保つことや、内外から見通しを良くするため、公園灯周辺の樹木の剪定や生垣の間伐などを実施します。 ・公園遊具の定期点検を実施するとともに安全な遊具の再整備を進めます。	樹木剪定 1回/年 遊具修繕及び遊具点検 1回/年
	学校教育課	・各小学校において、地域や保護者の協力のもと、通学路の安全確保のため、危険箇所の点検調査などを行います。点検調査の結果、改善の必要な箇所は、各学校から提出された通学路改善要望に基づき、関係機関と連携し、改善に努めます。	継続実施
④ 交通安全、防犯対策	町民課	・学校・地域・関係団体と協力して交通安全・防犯教育を進めます。 ・交通事故・犯罪の未然防止を図るため、学校・地域・関係団体と協力して子どもの見守り活動を進めます。 ・交通安全・防犯対策の情報を広報や町ホームページ等により学校・地域・関係団体に情報提供します。	継続実施
	学校教育課	・子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を充実し、町ホームページや電子メール等により保護者・地域・関係団体に情報提供します。 ・子どもが交通事故や犯罪の被害に遭わないようにするための講習を実施します。 ・学校・保護者・地域が連携して、登下校を含めた学校内外の安全保持に努めます。	継続実施
	生涯学習課	・PTA主催により、登下校途中の児童・生徒が緊急時に立ち寄ることができる「子どもSOS」家庭を引き続き募集、防犯ボランティア活動を支援します。	・子どもSOS事業推進研修会 1回/年

基本目標4：地域が支える子育て環境づくり

【基本理念】子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ

【基本目標1】 子どもたちの生きる力を育む環境づくり

【基本目標2】 子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

【基本目標3】 子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり

【基本目標4】 地域が支える子育て環境づくり

【基本目標5】 子育てと仕事の両立支援

【基本目標6】 心配りが必要な子どもたちへの支援

子育ては本来、楽しいことであるはずですが、子育てを担う親が孤独となり、その楽しさを忘れてしまう状況が見られます。また、子どもとの過ごし方・遊び方、子どもの食生活や健康、発育などに悩みを抱える世帯があり、これらの背景には、家庭や地域社会の機能の低下に伴う人々の結びつきが失われていることも要因と考えられます。

このため、赤ちゃんから高齢者まで様々な人が暮らしている地域において、孤立しない子育て環境づくり、親子や仲間との交流など、それぞれが助け合い、子どもたちの成長を支援する環境づくりを進めます。

また、不安や悩みに早期から対応できる相談体制の強化や、タイムリーな子育て情報の発信に努めます。

4-1 子育て相談体制の充実

育児の不安を解消し、親子ともに健康で過ごせるように子育て相談体制を充実します。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 気軽に相談できる環境の整備	スポーツ健康課	・対象年齢毎の乳幼児健康診査や健康相談以外にも、保健センターに常駐する保健師・管理栄養士が随時電話や訪問（つどいの広場等）、面接などにより保健指導を行います。	継続実施
	子育て支援課	・子育ての情報などの問い合わせなどをインターネット等で気軽に行えるような体制づくりを進めます。また、つどいの広場でも子育てアドバイザーのほか、保健師や子ども発達相談員による育児相談を行います。	継続実施
② 子どもの病気や発育の相談体制	スポーツ健康課	・対象年齢毎の乳幼児健康診査や健康相談以外にも、保健センターに常駐する保健師・管理栄養士が随時電話や訪問（つどいの広場等）、面接などにより保健指導を行います。	継続実施
	子育て支援課	・子育て支援総合センターに専門の相談員を常駐させることにより、子育て中で生じるさまざまな問題などに対して適切な対応を行います。	継続実施

事業名	担当課	事業概要	目標値
③ 各園等における育児相談	子育て支援課	・気軽に相談できる環境を整えるために、町内の保育所・幼稚園において、専門的な知識と豊富な経験を持つ職員等をコーディネーターやCSP(虐待防止プログラム)トレーナーとして配置し、子育て家庭を支援する体制づくりを進めます。	各園 1人ずつ配置(コーディネーター)
④ 妊婦、乳幼児訪問	スポーツ健康課	・初めて出産した方を助産師が訪問し、乳児の発育・発達状況、母親の産後の健康管理や育児について保健指導を行います。第2子以降の方へも希望があれば訪問します。	全数把握、全数訪問
	子育て支援課	・「こんにちは赤ちゃん事業」として、民生委員・児童委員や主任児童委員が第2子以降の方を訪問し、育児の不安などを聞き、必要に応じて保健師等が訪問指導します。 ・2歳児のいる家庭を民生委員児童委員や主任児童委員が訪問(2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」)することで、育児の不安や悩みをお聞きし必要に応じて関係機関と連携し、地域社会とつながり、子育て支援に関する情報提供等を行っていきます。	・こんにちは赤ちゃん事業(乳児全戸訪問事業) 訪問率 100% ・2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」 訪問率 100%
⑤ 不登校やいじめの相談	学校教育課	・心理的・情緒的問題を抱えて学校に登校できない児童・生徒及びその保護者に対する支援や指導を行うため「適応指導教室」を運営します。 ・「大磯町いじめ防止基本方針」に基づき、学校や教育研究所で、いじめに係る相談を実施します。	継続実施

4-2 子育て支援の充実

子育て中の親の負担を軽減するとともに、子どもが身近な地域で健やかに成長することができるよう、地域における子育て支援を充実します。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① つどいの広場事業	子育て支援課	・乳幼児を子育て中の親子が気軽に集まって子育てに関する情報を交換したり、悩みを分かち合ったりすることができる子育て支援総合センターにおいて「つどいの広場」を開設し、東部地区に「つどいの広場」を設置します。また、子育てアドバイザー等による育児相談を行います。 ・東部つどいの広場を生涯学習館、地域の会館、保健センターで実施します。	利用者数 15,000人/年
② 子育て支援センターの設置(東部)	子育て支援課	・東部地区で臨時的に実施しているつどいの広場を集約し、子育てに関する事業を総合的に実施する施設を東部地区に設置します。	1か所設置(平成29年度)
③ 保育所開放保育、幼稚園施設開放	子育て支援課	・保育所や幼稚園の施設機能や保育士及び幼稚園教諭の人材を活用し、地域の親子を対象とした遊び場の提供や育児相談などの取り組みを推進します。	体験入園 月1回実施
④ 一時預かりの促進	子育て支援課	・保護者の就労、通院、研修など、あるいは、病気や出産で入院する等、家庭での未就学児前の保育が一時的に困難となった場合に、民間保育所において一時的に保育を行います。 ・地域の実態や保護者の希望に応じて、教育標準時間の後に預かり保育を実施します。	公立幼稚園において週3回実施

事業名	担当課	事業概要	目標値
⑤ 子育て短期支援事業の充実	子育て支援課	・保護者が病気になった場合などに一時的に児童を短期間（7日間程度）預かる「ショートステイ」の施設を調整していきます。	設置数 1 か所 （平成28年度）
⑥ 主任児童委員、民生委員・児童委員の活動	福祉課	・子育ての不安を抱える保護者に民生委員・児童委員の役割を周知し、地域で子育てに関する相談のしやすい環境を整備します。月2回親子が気軽にのんびり集まれる場として「にこにこクラブ」を開催し、親子遊びをしながら日常生活での困ったことなど身近な相談支援を行います。また、「こんにちは赤ちゃん事業」として、児童委員が第2子以降の方を訪問し、育児の不安などを聞き、必要に応じて保健師等が訪問指導します。	継続実施

4-3 子育て情報の発信

子育て中の家庭が必要とする情報が的確に伝わるよう、情報提供体制の充実を図ります。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① ネット等による情報発信	子育て支援課	・各種子育て支援サービスについての町ホームページの充実を図ります。また、大磯町行政情報メール配信サービスを利用し、子育て関連の情報発信を行います。	継続実施
② 子育て情報誌（ガイドブック）の発行	子育て支援課	・「子育てガイドブック」記載内容のさらなる充実をめざし、子育て中の母親だけでなく、父親や祖父母世代が子育て支援サービスを利用しやすくなるように努めます。	継続実施

4-4 子育て世代の社会参加への支援

子育て中の親が孤立しないように、子育て世代の社会参加支援を進めます。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 保育ボランティアの活動支援	子育て支援課	・乳幼児を保育する保護者の社会参加の促進を手助けすることで、孤立しない子育て環境づくりに取り組みます。子育て中の親を対象とした事業を実施した場合に乳幼児の見守り保育等を行う子育て支援のボランティアを奨励するとともに、活動の担い手の育成を推進します。	継続実施
② ファミリー・サポート・センター事業の促進	子育て支援課	・子どもを預けたい人と預かる人で会員組織を構成し、会員相互による育児援助活動を行うファミリー・サポート・センターの充実に努めます。また、事業の運営を民間へ委託することを視野に入れた検討を行います。	会員数の拡充



基本目標5：子育てと仕事の両立支援

【基本理念】子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ

【基本目標 1】 子どもたちの生きる力を育む環境づくり

【基本目標 2】 子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

【基本目標 3】 子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり

【基本目標 4】 地域が支える子育て環境づくり

【基本目標 5】 子育てと仕事の両立支援

【基本目標 6】 心配りが必要な子どもたちへの支援

女性の社会進出が進み、仕事やライフスタイルに対する意識や価値観が多様化してきました。このような中で、少子化の大きな要因は、子育てと仕事の両立の難しさにあると言われ、育児休業制度の充実や労働時間の短縮の推進をはじめ、子育てをしながら安心して働くことができる就業環境の整備が課題となっています。このため、低年齢児保育の拡充など待機児童の計画的な解消を図ります。

さらに、働き方の多様化に対応できる弾力的な保育サービスの充実、学童保育の環境整備を推進します。

また、男女がともに子育てに参加し、子育ての喜びと責任を分かち合える環境づくりを推進できるよう、父親が育児に参加しやすい環境づくりや取組みを進めます。

5-1 多様な保育サービスの提供

多様化する保育ニーズに対応するため、民間の力を活用しながら、保育事業を推進します。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 待機児童解消(保育所・小規模保育の充実)	子育て支援課	・民間の力を活用して、保育所若しくは認定こども園を設置し、待機児童の解消を図ります。 ・保育所の待機児童対策として、家庭的保育事業者及び小規模保育事業者を誘致します。 ・幼稚園における預かり保育の充実を進めて、短時間就労の保護者に対する子育て支援も図ります。	待機児童数 0人
② 保育所・小規模保育等の事業実施の支援	子育て支援課	・国が定める基準により算定した公定価格に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所に対する「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」として、財政支援を行います。	民間保育所若しくは認定こども園 1園誘致
③ 認定こども園の普及	子育て支援課	・民間の力を活用して、認定こども園の普及を進めていきます。	認定こども園 1園誘致

事業名	担当課	事業概要	目標値
④ 育児、産休明け保育の充実	子育て支援課	・民間の力を活用して、保育所若しくは認定こども園を設置等による待機児童対策を図ることにより、産後休暇及び育児休業期間満了時からの円滑な保育の利用を確保するよう努めます。 ・保育施設等の情報提供や保護者の相談に対応する子育てコンシェルジュを配置し、円滑な保育の利用につなげていきます。	子育てコンシェルジュ 3 か所配置
⑤ 延長、夜間、休日保育	子育て支援課	・保護者の就労形態の多様化に対応するため、公立及び民間保育所において延長保育を行うとともに、休日における保育ニーズに応えるため、民間保育所の休日保育事業を推進します。 ・夜間保育事業については、保育ニーズを考慮した中で、検討します。	実施保育施設の増設
⑥ 病児、病後児保育	子育て支援課	・児童が病気の回復期等において集団保育等が困難な期間、児童を一時的に預かる病児、病後児保育を導入します。	実施施設数 1 か所
⑦ 保育士の確保	子育て支援課	・保育需要の増加に伴い、保育体制を支える保育士の確保に向け、国・県と連携し、体制づくりを進めていきます。	継続実施
⑧ 利用者への支援（子育てコンシェルジュ等）	子育て支援課	・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整を行う子育てコンシェルジュを配置します。また、各園等に勤務している子育て関係者を対象に、母子保健制度などを学ぶ認定講座などを開催し、コーディネーターを養成し、配置していきます。	子育てコンシェルジュ 3 か所配置 コーディネーター 8 人配置

5-2 放課後児童対策の充実

学校の授業終了後の子どもの居場所づくりを進め、児童の健全な育成を図ります。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 学童保育の充実	子育て支援課	・保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない小学生に対し、学校の授業終了後等に適切な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。 ・子どもの情緒面や安全性を配慮し、おおむね 40 人のグループに有資格者を含めて 2 名以上の職員を配置します。	継続実施
② 全ての子どもの居場所づくりの推進	子育て支援課	・国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」を一体的あるいは連携して実施する、総合的な放課後対策事業の実施に向けて（仮称）放課後子ども総合プラン連絡調整会議を設置し、検討を進める。	（仮称）放課後子ども総合プラン連絡調整会議 2 回/年

5-3 仕事と生活の調和の実現

仕事と生活の両立支援など、多様な働き方の実現に向けて、ワークライフバランスの推進・啓発を図ります。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 男女共同参画の講演会、講座	町民課	・『大磯町男女共同参画推進プラン』に基づき、男女共同参画を啓発します。	・『大磯町男女共同参画推進プラン』の見直しおよび新プランの策定 ・男女共同参画講演会・講座を年1回以上実施
	学校教育課 生涯学習課	・全ての教育活動において、男女がその個性と能力を發揮できるような教育を推進します。	継続実施
② 男女が共に子育てに参加する環境づくりの推進	スポーツ健康課 生涯学習課	・父親が子育てについて積極的に参加できるような意識啓発を、マタニティ教室や研修会などを通じ実施します。	6回/年 ファミリー教室 3回/年
③ 事業所への啓発	産業観光課	・町内事業所の育児休業実施状況について調査し、現状を把握するとともに町広報等による啓発を行います。 ・町内事業所に、従業員が育児休業を取得できるよう働きかけます。	70事業所
④ 大磯町次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進	総務課	・町において、職員の仕事と子育ての両立を支援するため、特定事業主行動計画を推進します。	継続実施



基本目標6：心配りが必要な子どもたちへの支援

【基本理念】子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ

【基本目標 1】 子どもたちの生きる力を育む環境づくり

【基本目標 2】 子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

【基本目標 3】 子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり

【基本目標 4】 地域が支える子育て環境づくり

【基本目標 5】 子育てと仕事の両立支援

【基本目標 6】 心配りが必要な子どもたちへの支援

育児に不安や困難を感じている親、成長や発達の遅れが懸念される子ども、障がいのある子ども、保護を必要とする子ども、ひとり親家庭など個別に支援を要する家庭に対し、その不安や負担の軽減に向けて、関係機関が連携して早期に適切な支援を行なうことが求められています。

このため、配慮が必要な子どもへの支援、要保護児童・要保護家庭への支援、ひとり親家庭への支援などを進めます。

6-1 配慮が必要な子どもへの支援

発達障がい等を含む、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に対して、関係機関等と連携した総合的な支援体制を整備します。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① (発達)障がいのある子どもへの支援	スポーツ健康課	・乳幼児健診時に子ども発達相談員による子ども発達支援相談を併設し、子どものことば、生活習慣、社会性、親子関係などの相談に対応します。健診フォロー教室を開催し、遊びを通して子どもの発達を促し、より良い親子関係が築けるように支援を行います。	継続実施
	子育て支援課	・発達障がい等を含む、特別な支援を必要とする幼児に対して、関係機関と連携した総合的な支援体制整備を図ります。 ・発達の遅れなどが懸念される児童に対して相談記録シート（はぐくみサポートファイル）を活用し、ネットワークの強化に努めます。	子ども発達支援会議 3回以上/年
	福祉課	・県立総合療育相談センター主催の巡回リハビリテーションによりセンターの医師、理学療法士等が出張し、障がいの機能回復・相談にあたります。 ・障がい児の在宅サービス（ホームヘルプサービス・ショートステイサービス）の推進を図ります。 ・障がいをもつ18歳未満の子どもの社会生活を身に付ける機会を確保し、障がい児を養育している家族の一時的な休息を図ります。	継続実施

事業名	担当課	事業概要	目標値
② 園や学校における 人材配置や相談 体制	子育て支援課 学校教育課	・発達障がい等を含む、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、関係機関等と連携した総合的な支援体制整備を図ります。 ・臨床心理士等が、町内各幼稚園・保育所・小・中学校を巡回し、特別な支援が必要と思われる子どもの特性理解・対応方法などを助言し、発達促進を支援します。	継続実施
	学校教育課	・心理的・情緒的な問題を抱えて学校に登校できない児童・生徒及びその保護者に対する援助や指導を行うため「適応指導教室」を運営します。	継続実施
③ 専門職による相談 機能の充実	子育て支援課	・子育て支援総合センターに専門の相談員を配置させることにより、子育て中で生じるさまざまな問題などに対して適切な対応を行います。 ・発達の遅れなどが懸念される児童に対して相談記録シート（はぐくみサポートファイル）を作成し、ネットワークの強化に努めます。	相談件数 100件/年
	スポーツ健康課	・乳幼児について、随時保健師による健康相談・育児相談を行います。1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査時に子ども発達相談員による子ども発達相談を併設し、子どものことば、生活習慣、社会性、親子関係などの相談に対応します。健診フォロー教室を開催し、遊びを通して子どもの発達を促し、より良い親子関係が築けるように支援します。	継続実施
	福祉課	・障がい児に関する全般的な生活相談を実施します。その他、児童相談所等と連携するとともに、障害福祉センターにおいて障がい児の相談支援事業を実施します。 ・県立総合療育相談センター主催によりセンターの医師、理学療法士等が出張し、障がい児の機能回復・相談にあたります。	継続実施
	学校教育課	・心理的・情緒的な問題をもって学校に登校できない児童・生徒及びその保護者に対する援助や指導を行うため「適応指導教室」を運営します。 ・教育研究所に配置した臨床心理士により、教育相談を実施します。	継続実施



6-2 児童虐待防止体制の充実

児童虐待の予防・早期発見及び迅速かつ適切な保護に向け、関係機関及び地域のネットワーク体制を整備し、児童虐待を未然に防ぐとともに、再発予防等に努めます。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① ネットワークの強化	子育て支援課	・「要保護児童対策地域協議会」を活用し、家庭及び地域社会において子どもが健やかに成長し、発達できるよう、育児不安を抱えた家庭の子育てを支援するとともに、児童虐待に対応ができるネットワーク体制の充実を図ります。 ・「大磯町児童虐待相談・通告対応マニュアル」に基づき、速やかな対応を行う体制を強化します。	・要対協議（代表者会議ほか）8回/年 ・研修会 1回/年
② 早期把握や支援（乳幼児訪問・養育支援訪問）	スポーツ健康課	・妊娠届出時から出生後まで、虐待のリスクがある事例については、産科医療機関と母子保健担当が連携して支援します。初めて出産した方を助産師や保健師が訪問し、保健指導を行うとともに、心配りが必要な子どもについては継続して訪問等により支援します。	継続実施
	子育て支援課	・「こんにちは赤ちゃん事業」として、民生委員・児童委員や主任児童委員が第2子以降の方を訪問し、育児の不安などを聞き、必要に応じて保健師等が訪問指導します。 ・「大磯町児童虐待相談・通告対応マニュアル」に基づき、相談・通告を受け付け、速やかな対応を行う業務体制を強化します。 ・子育てに対して不安や孤立感などから養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、養育支援が特に必要な家庭に対して育児や家事支援の実施を検討していきます。	養育支援訪問実施（平成28年度）訪問率 100%
③ 家事や育児への援助	子育て支援課	ファミリー・サポート・センターの援助内容に家事援助を加えるとともに、援助会員の研修を充実させ、心配りが必要な子どもへの安全な対応ができるように努めます。	利用件数 200件/年、 会員数 200人
④ 地域の見守りの充実	子育て支援課	・「こんにちは赤ちゃん事業」として、民生委員・児童委員や主任児童委員が第2子以降の方を訪問し、育児の不安などを聞き、必要に応じて保健師等が訪問指導します。そのフォローとして、2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」を実施します。 ・11月の児童虐待防止月間やオレンジリボンキャンペーンでは、チラシやオレンジリボンを配布し、広く町民に周知を図っていきます。	・こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問事業）訪問率 100% ・2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」訪問率 100%
⑤ 児童虐待防止の予防	子育て支援課	・児童虐待防止プログラム「コンセンサス・ペアレンティング（CSP）」を用いた「そだれん（やさしい子育て練習講座）」を実施します。子どものしつけについての講義、講座を行うことで、親が「どのように子どもとコミュニケーションをとっていくか」という技術を身につけることを支援し、児童虐待の防止を図ります。	継続実施

6-3 いじめや不登校への対応

子どもが抱える悩みやストレスの軽減に向けて、カウンセリング機能を充実するとともに、保護者への援助や指導を進めます。

事業名	担当課	事業概要	目標値
① 相談員、スクールカウンセラーの配置	学校教育課	・心理的・情緒的な問題をもって学校に登校できない児童・生徒及びその保護者に対する援助や指導を行うため「適応指導教室」を運営します。 ・教育研究所に配置した臨床心理士により、教育相談を実施します。	継続実施
	子育て支援課	・被害に遭った子どもに対して、専門の職員によるカウンセリングに努めます。	継続実施
② 保護者、児童の相談体制	学校教育課	・子どもが抱えている心の悩み・不安・ストレスなどの軽減及び解決を図るため、スクールカウンセラーや心の教室相談員による相談の充実や校内教育相談体制の整備を図ります。 ・「大磯町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等の取組を町全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を目指します。 ・不登校児童、生徒及びその保護者が抱える悩みなどの軽減を図るため「適応指導教室」を運営します。	継続実施
	子育て支援課	・被害に遭った子どもに対して、専門の職員によるカウンセリングに努めます。	継続実施

第6章 子ども・子育て支援新制度の推進

1 「子ども・子育て支援新制度」のポイント

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法にもとづく制度のことをいいます。

この新制度の主なポイントは、「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」です。

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

・子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正③子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

◆主なポイント

①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的に位置づけ
・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

・教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施

④市町村が実施主体

・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤社会全体による費用負担

・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

⑥政府の推進体制

・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦子ども・子育て会議の設置

・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

⑧施行時期

・新制度については、平成27年4月に本格施行を予定

子ども・子育て支援新制度について（内閣府）

2 「子ども・子育て支援新制度」の事業体系

新制度では、幼児期の学校教育と、保育の必要のある子どもへの保育に対して、給付という形でサービスを提供する「子どものための教育・保育給付」(ハード整備)と、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」(ソフト整備)から構成されています。

1) 「子どものための教育・保育給付」(ハード整備)

「子どものための教育・保育給付」(ハード整備)には、施設型給付と地域型保育給付の2つがあり、それぞれ次の基準が設定されています。なお、給付は保護者への直接的な給付ではなく、事業主体が代理で給付を受け、サービスを提供する仕組みとなっています。(法定代理受領制度)

◆施設型給付

対象事業は、「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して給付費を支給することになります。

◆地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業について、大磯町による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4種類があります。

ハード整備

ソフト整備

(1) 子どものための 教育・保育給付	(2) 地域子ども・ 子育て支援事業
◆施設型給付 ・幼稚園 ・保育所 ・認定こども園 ※ ◆地域型保育給付 ・家庭的保育 ・事業所内保育 ・小規模保育 ※ ・居宅訪問型保育 ※	①利用者支援 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健診 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ⑥子育て短期支援事業 ※ ⑦ファミリーサポートセンター事業 ⑧一時預かり ⑨延長保育事業 ⑩病児・病後児保育事業 ※ ⑪放課後児童クラブ ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※ ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ※

※は、大磯町で未整備の施設や事業

2) 「地域子ども・子育て支援事業」(ソフト整備)

「地域子ども・子育て支援事業」(ソフト整備)は、大磯町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。大磯町では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

3 保育の必要性の認定

新制度では、保護者の申請を受けた大磯町が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行います。認定の区分と認定の基準は次のとおりです。

■認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■認定基準

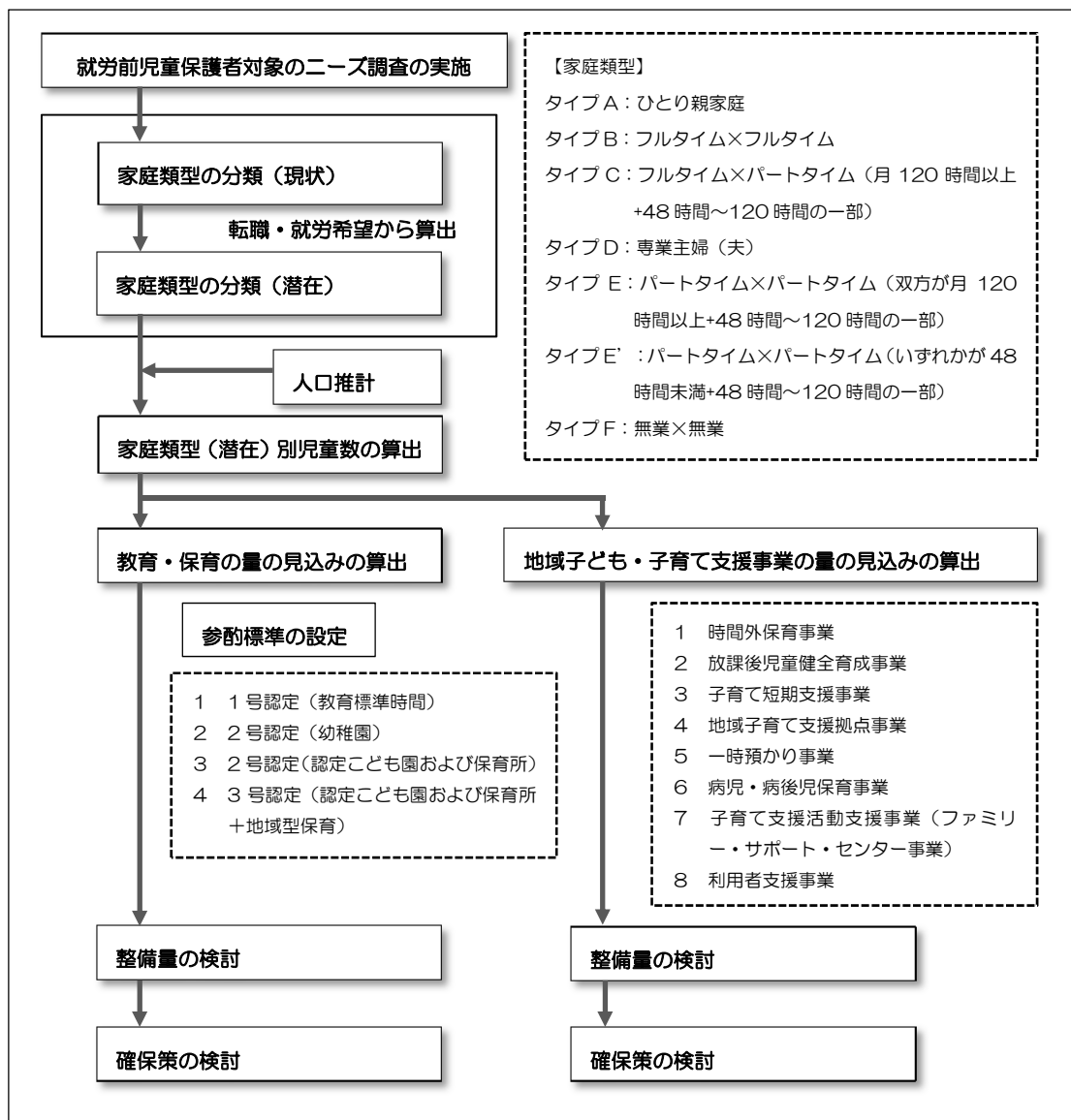
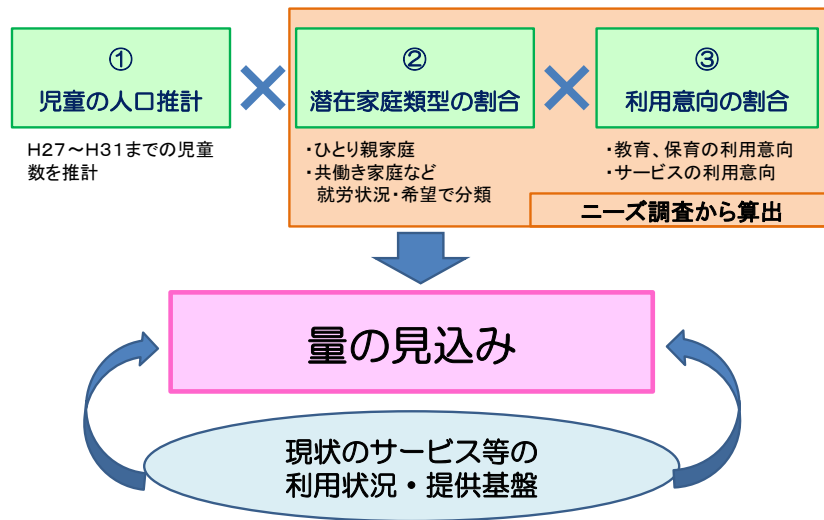
事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動および就学等、またそれらに類するものとして本町が定める事由
区 分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の1日あたり11時間の開所時間に相当) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本町では下限時間を1か月あたり64時間と設定)
優先利用	〇ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

4 子ども・子育て支援事業の整備量の算定

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計にあたっては、就学前児童および就学児の保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

量の見込みの計算方法 ～国の算出手引きより～



第7章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する範囲として、必要な事業が整えられ、利用調整が柔軟にできることから、大磯町全体を1つの区域として設定します。

2 幼児期の教育・保育

1号認定：幼稚園等

■量の見込み

国の試算に基づく見込量は平成27年度517人、平成31年度471人となります。
現在の確保量でニーズが満たせる状態にあります。

■確保方策

平成28年度に認定こども園（幼保連携型）を1園新設し、保護者の就労状況の変化にも対応しやすい施設を整備します。

また、徐々に児童数が減少していることを踏まえ、公立幼稚園のあり方を検討していく必要があると考えており、公立幼稚園を統廃合し、1園を保育所または認定こども園へ移行します。（現段階では保育所への移行を予定。）併せて幼稚園定員の見直しも検討していきます。

現在、町外の幼稚園を利用している児童は約100名ですが、確保方策の人数は、町外幼稚園利用者も含めています。

1号認定 2号認定（教育ニーズ）		H25年度 実績	実施時期				
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（国試算）		549人	517人	505人	490人	482人	471人
②確保方策	幼稚園 （施設型給付：公立）		495人	495人	495人	400人	400人
	幼稚園 （施設型給付：私立）		72人	72人	72人	72人	72人
	認定こども園 （幼保連携型：私立）		—	31人	31人	31人	31人
	小計		567人	598人	598人	503人	503人

■計画期間中の確保方策

平成27年度 幼稚園（施設型給付）公立3園、私立1園

平成28年度 新設認定こども園（幼保連携型）私立1園

平成30年度 幼稚園（施設型給付） 公立1園統廃合

2号認定：保育所等（3～5 歳）

■量の見込み

国の試算に基づく見込量は平成 27 年度 167 人、平成 31 年度 152 人となります。
これに対して、現在 2 園ある大磯町の保育所の定員は 132 人であり、現状の施設数では待機児童が発生することになります。

■確保方策

平成 28 年度に認定こども園（幼保連携型）を 1 園新設し、保護者の就労状況の変化にも対応しやすい施設を整備します。

また、徐々に児童数が減少していることを踏まえ、公立幼稚園のあり方を検討していく必要があると考えており、公立幼稚園を統廃合し、1 園を保育所または認定こども園へ移行します。（現段階では保育所への移行を予定。）そのため、公立保育所は規模の縮小を進めていきます。

現在、町外の保育所を利用している児童は約 20 名ですが、確保方策の人数は、町外保育所利用者も含めています。

2号認定（保育ニーズ）		H25 年度	実施時期				
		実績	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み（国試算）		151 人	167 人	163 人	158 人	156 人	152 人
②確保方策	認可保育所 （公立）		62 人	62 人	62 人	62 人	25 人
	認可保育所 （私立）		70 人	70 人	70 人	70 人	140 人
	認定こども園 （幼保連携型：私立）		—	24 人	24 人	24 人	24 人
	小計		132 人	156 人	156 人	156 人	189 人

■計画期間中の確保方策

平成 27 年度 認可保育所 公立 1 園、私立 1 園

平成 28 年度 新設認定こども園（幼保連携型）私立 1 園

平成 31 年度 新設認可保育所 私立 1 園

認可保育所 公立 1 園規模縮小

3号認定：保育所等（0～2歳）

■量の見込み

国の試算に基づく見込量は平成27年度139人、平成31年度122人となります。これに対して、現在、大磯町の0～2歳児の受け入れがある2園の受入定員は78人であり、現状の施設数では待機児童が発生することになります。

■確保方策

平成27年度に地域型保育事業のうち、小規模保育事業を1事業新設します。

平成28年度に認定こども園（幼保連携型）を1園新設し、保護者の就労状況の変化にも対応しやすい施設を整備します。

また、徐々に児童数が減少していることを踏まえ、公立幼稚園のあり方を検討していく必要があると考えており、公立幼稚園を統廃合し、1園を保育所または認定こども園へ移行します。（現段階では保育所への移行を予定。）そのため、公立保育所は規模の縮小を進めていきます。

なお、計画期間を通して地域型保育施設の整備を進め、確保量を増やしていきます。

3号認定（保育ニーズ）			H25 年度 実績	実施時期					
				H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	
①量の見込み（国試算）			0 歳	8 人	19 人	19 人	18 人	18 人	17 人
			1～2 歳	84 人	120 人	117 人	113 人	109 人	105 人
			小計	92 人	139 人	136 人	131 人	127 人	122 人
②確保方策	認可保育所 （公立）	0 歳		5 人	5 人	5 人	5 人	3 人	
		1～2 歳		23 人	23 人	23 人	23 人	12 人	
	認可保育所 （私立）	0 歳		12 人	12 人	12 人	12 人	24 人	
		1～2 歳		38 人	38 人	38 人	38 人	76 人	
	認定こども園 （幼保連携型：私立）	0 歳		－	5 人	5 人	5 人	5 人	
		1～2 歳		－	15 人	15 人	15 人	15 人	
	小規模保育事業 （A 型）	0 歳		2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	
		1～2 歳		6 人	6 人	6 人	6 人	6 人	
	小計	0 歳		19 人	24 人	24 人	24 人	34 人	
		1～2 歳		67 人	82 人	82 人	82 人	109 人	
	合計				86 人	106 人	106 人	106 人	143 人

■計画期間中の確保方策

平成27年度 認可保育所 公立1園、私立1園

新設小規模保育事業（A型）1事業

平成28年度 新設認定こども園（幼保連携型）私立1園

平成31年度 新設認可保育所 私立1園

認可保育所 公立1園規模縮小

■保育利用率の目標値

待機児童の多い満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定児（0～2歳）の利用定員数の割合（保育利用率）の目標値は次のとおりです。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育利用率 目標値	14.6%	18.5%	19.1%	19.7%	27.7%

3 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

■事業の概要

「子育てコンシェルジュ」を配置し、子どもや保護者、妊娠している方が、身近な場所でも多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるような支援や関係機関との連絡調整を行う事業で、現在大磯町では、子育て支援課窓口で幼稚園・保育所の利用支援及び、各種子育て支援事業の説明を職員が行う形で実施しています。

■量の見込み

実際にこのサービスを提供できる場所をどこにするかという観点から、ニーズ量を算出しています。アンケート調査では、子育ての総合窓口については約 60%の保護者がその存在を知っている中、利用は 15%程度にとどまっています。今後の利用希望としては、約半数の方が利用を希望されているため、担当課窓口や子育て支援センターを相談窓口の拠点として、地域の利用者が相談しやすい体制となるよう、実施場所数を見込んでいます。

■確保方策

現在、子育て支援課窓口で、施設案内や連絡調整、各種サービスの利用支援は行っていますが、未就園児童の保護者が多く利用する「子育て支援総合センター」や「つどいの広場事業」において、このようなサービスが実施できるようにしていきます。

現在、東部地区は生涯学習館、高麗区民会館、東町福祉館、保健センターにおいて臨時的につどいの広場を週に 4 回程度開催していますが、常設設置については、平成 29 年度の設置を目指しているため、利用者支援事業の実施場所も合わせて平成 29 年度に増設となります。

また、各園に勤務されている子育て関係者などを対象に、母子保健制度などを学ぶ認定講座などを開催し、コーディネーターを養成して、配置していくことを検討しています。今後は、より多くの場所で利用者支援事業を進めていくとともに、事業の実施にあたっては、積極的に広報活動を行い、広くサービス利用者に周知を図っていきます。

提供区域	指数	実績	①ニーズ量（見込み）				
大磯町全体	実施場所数 (か所数)	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
		1 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
		②確保方策	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所

■計画期間中の確保方策

平成 27 年度 役場子育て支援課窓口、子育て支援総合センター

平成 29 年度 新設東部子育て支援センター

② 地域子育て支援拠点事業

■事業の概要

地域の子育て支援拠点において、子育て中の親子が気軽に、自由に利用できる交流の場を開設し、子育てに関する悩みや育児不安等の相談、子育て情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、現在、大磯町では、子育て支援総合センターにおいては常時（開所日のみ）、東部地区においては生涯学習館、高麗区民会館、東町福祉館、保健センターにおいて週4日程度「つどいの広場」開催し、自由遊びや育児相談を行っています。

■量の見込み

年間延べ利用者数と、今後の利用希望者数、利用日数の増加希望数に基づきニーズ量を算出しています。

■確保方策

実際にこのサービスを提供できる場所をどこにするかという観点から、確保方策を算出しています。

現在、東部地区では臨時的につどいの広場を週4回程度開催していますが、平成29年度には常設設置を目指しています。また、子育て支援総合センターにおいては、相談機能への期待が大きいことから臨床心理士の配置等を充実させていきます。

提供区域	指数	実績	①ニーズ量（見込み）				
大磯町全体	年間延べ利用者数 （人日）	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
		12,056 人日	15,888 人日	15,408 人日	14,904 人日	14,472 人日	13,908 人日
	（利用人数×利用 回数×12 月）	②確保方策	常設1 か所	常設1 か所	常設2 か所	常設2 か所	常設2 か所
			15,888 人日	15,408 人日	14,904 人日	14,472 人日	13,908 人日

■計画期間中の確保方策

平成27年度 子育て支援総合センター

平成29年度 新設東部子育て支援センター

③ 妊婦健診

■事業の概要

妊婦や胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。大磯町では、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用を補助するため、14 枚の補助券を交付し、基本的な妊婦健診と健診に伴う自費の検査費用を補助しています。

■量の見込み

ニーズ量は、0歳児の人口推計数に現状の妊婦健診補助回数（14 回）を掛け合わせて算出しています。

■確保方策

医療機関に委託して実施している事業ですが、委託契約されていない診療機関において受診した場合でも、本人には後から償還払いされる形で対応しています。補助額については、平成 26 年度に拡充しました。

提供区域	指数	実績	①ニーズ量（見込み）				
大磯町全体	年間延べ利用者数	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
	（人回）	2,494 人回	2,492 人回	2,408 人回	2,324 人回	2,296 人回	2,184 人回
	（年間利用人数 ×利用回数）	②確保方策	2,492 人回	2,408 人回	2,324 人回	2,296 人回	2,184 人回

■計画期間中の確保方策

平成 27 年度 県産科婦人科医会会員の医療機関に委託して実施

（上記以外の医療機関に受診した場合は、利用者の申請により償還払いで対応）

④ 乳児家庭全戸訪問事業

■事業の概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、療育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業で、大磯町では「新生児訪問」「こんにちは赤ちゃん事業」として実施しています。

【新生児訪問】初めてのお子さんが生まれた時に、助産師が訪問し、発育の確認や育児などの相談を実施しています。

【こんにちは赤ちゃん事業】第2子以降のお子さんが生まれた時に、民生委員・児童委員（主任児童委員含む）が訪問し、4か月児健診の案内や子育て情報の提供、養育状況の確認を行っています。

■量の見込み

ニーズ量は、0歳児の人口推計数としています。

■確保方策

乳幼児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問ということで、全数を対象としており、引き続き実施していきます。現在、新生児訪問を実施している保健師、助産師数、また、こんにちは赤ちゃん事業は、民生委員・児童委員の活動で実施していただいていますので、現在の実施体制を継続していきます。

提供区域	指数	実績		①ニーズ量（見込み）				
		H25 年度		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
大磯町 全体	年間利用 人数 (人)	188 人 (新生児 74 人) (第2子以降 114 人)		178 人	172 人	166 人	164 人	156 人
		②確保 方策	実施機関	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町
			実施体制 (保健師等)	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
			実施体制 (民生委員・児童 委員等)	54 人	54 人	54 人	54 人	54 人

■計画期間中の確保方策

平成 27 年度 実施機関は大磯町

新生児訪問：町保健師6名と、助産師2名（業務委託）により実施

こんにちは赤ちゃん事業：民生委員・児童委員（主任児童委員含む）54 名により実施

⑤ 養育支援訪問事業、その他要支援・要保護児童等支援事業

【養育支援訪問事業】

■事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。大磯町では、養育支援訪問事業として、子育てに対して不安や孤立感などから養育支援が特に必要な家庭（児童虐待の可能性のあるものも含む）を訪問し、育児相談を継続的に行っています。

■量の見込み

ニーズ量は、平成 23 年度から平成 25 年度の要支援児童等ケース（養育困難・特定妊婦）の相談対応件数の平均値としています。

■確保方策

現在は主に指導や相談業務を実施していますが、本事業は、養育に関する相談、指導、助言のほか、その他必要な支援を行なうことを目的としていますので、保護者の育児や家事といった養育能力を向上させる支援を展開していくことが望まれます。

将来的にはヘルパー等による育児・家事支援ができるように、事業を拡充していきます。

提供区域	指数	実績		①ニーズ量（見込み）				
				H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
大磯町 全体	年間利用 人数 (人)	H25 年度		44 人	24 人	24 人	24 人	24 人
		②確保 方策	実施機関	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町
			実施体制 (保健師)	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人

■計画期間中の確保方策

平成 27 年度 実施機関は大磯町

相談事業等：町保健師 6 名により実施

（子育て支援総合センターの職員が対応するケースもあり）

【要保護児童対策地域協議会】

■事業の概要

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関との連携強化を図る取組みを実施する事業です。大磯町では、「要保護児童対策地域協議会」を活用し、家庭及び地域社会において子どもが健やかに成長し、発達できるよう、育児不安を抱えた家庭の子育てを支援するとともに、児童虐待に対応ができるネットワーク体制を強化し、早期発見、適切な支援や保護、DV 等への対応に努めています。

■量の見込み

ニーズ量は、平成 23 年度から平成 25 年度の相談対応件数（要保護児童・要支援児童）の平均値としています。

■確保方策

引き続き、事業を実施して、早期発見、適切な保護、対応に繋げていきます。

提供区域	指数	実績		①ニーズ量（見込み）				
				H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
大磯町 全体	要保護児童 数、要支援児 童数の合計 (人)	H25 年度		82 人	30 人	30 人	30 人	30 人
		②確保 方策	実施機関	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町
			実施体制 (コーディネーター)	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

■計画期間中の確保方策

平成 27 年度 実施機関は大磯町

子育て支援総合センターの職員（コーディネーターとして 3 名）が中心となり、関係機関と連携を図り、適切な保護・支援を行う

⑥ 子育て短期支援事業

■事業の概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ）及び、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）のことです。大磯町ではこれまで実施していません。

■量の見込み

これまでに大磯町では実施していないため、県内他市町村の実施状況から年間利用人数と日数を参考に算出しました。

■確保方策

平成 28 年度から子育て短期支援事業（ショートステイ）のサービスが提供できるように進めます。

提供区域	指数	実績		①ニーズ量（見込み）				
大磯町 全体	年間利用延べ 人数 (人日)	H25 年度		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
		0人日		17人日	17人日	17人日	17人日	17人日
	年間利用人数 ×利用日数	②確保 方策	ショートステイ	0人日	17人日	17人日	17人日	17人日
			トワイライトステイ	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

■計画期間中の確保方策

平成 28 年度 ショートステイ事業の実施（民間事業者へ委託）

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

■事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者〈子育ての手助けを望む人（依頼会員）〉と児童の預かり等の援助を行う者〈子育てをお手伝いしたい人（援助会員）〉が会員登録し、お互いに助け合うことができるよう、連絡調整を行う事業で、大磯町では「ファミリー・サポート・センター」として実施しています。会員の自発性と責任感を尊重するため、有償ボランティア制で実施しています。

依頼会員：町内在住の、生後3か月から小学校6年生までのお子さんがいる方

援助会員：町内在住で保育等に理解と情熱のある健康な方。（資格なし、研修あり）

■量の見込み

現在、実際にファミリー・サポート・センターを利用している数、実績をもとに、平成24年度から平成25年度の伸び率を基に数値を算出しています。（ニーズ量は就学児のみの利用者数を見込んでいます。）

■確保方策

ファミリー・サポート・センター事業は、現在、実施している事業であり、引き続き、依頼会員・援助会員による活動を促進していきます。また、援助会員数の拡充を目指すとともに、支援内容の充実や援助会員のスキルアップを図ります。

平成29年度に東部地区に設置予定の子育て支援センターを、東部地区における事業展開の拠点としていきます。さらに事業の運営を民間に委託することを検討します。

提供区域	指数	実績	①ニーズ量（見込み）				
大磯町全体	年間延べ利用者数 （人日）	H25 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
	（年間利用人数 ×利用日数）	406 人日	612 人日	612 人日	612 人日	612 人日	612 人日
		②確保方策	612 人日	612 人日	612 人日	612 人日	612 人日

■計画期間中の確保方策

依頼会員数（平成25年度）35人

援助会員数（平成25年度）13人

⑧ 【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）：一時預かり】

■事業の概要

通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に幼稚園が行う教育活動のことです。大磯町では、公立及び私立幼稚園にて実施しています。

公立幼稚園（3園）：週2回 14時から16時まで

私立こいそ幼稚園：平日 14時から17時30分まで（長期休暇期間中も実施）

■量の見込み

ニーズ調査において利用を希望した人数と、希望利用日数から算出しています。

■確保方策

町では、私立幼稚園が預かり保育を平日に実施しているため、一定の数は確保されていますが、公立で実施している週2回の実施を、週3回の実施に拡充することで就労支援に繋がっていきます。

提供区域	指数		実績	①ニーズ量（見込み）				
大磯町 全体	年間利用 延べ人数 （人日） 年間利用 人数× 利用日数		H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
		1号認定 による利用	公立 1,686 人日 私立 1,618 人日	1,138 人日	1,308 人日	1,269 人日	1,248 人日	1,218 人日
		2号認定 による利用		26,053 人日	25,469 人日	24,701 人日	24,300 人日	23,715 人日
		小計		27,191 人日	26,777 人日	25,970 人日	25,548 人日	24,933 人日
		②確保方策		27,191 人日	26,777 人日	25,970 人日	25,548 人日	24,933 人日

■計画期間中の確保方策

平成27年度 公立幼稚園、私立幼稚園において実施

平成31年度に向けて、公立幼稚園における実施回数を拡充

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外：一時保育】

■事業の概要

保護者の断続的・短時間の就労等や傷病、冠婚葬祭等、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの通常保育所の対象外の児童に対し、一時的な保育サービスを実施する事業で、大磯町では私立サンキッズ大磯にて一時保育として実施しています。

私立サンキッズ大磯：平日・土曜日 7時から20時まで

日曜日・祝日 8時から18時まで

■量の見込み

国の試算に基づくニーズ量は、現在の大磯町の利用状況を大きく上回りましたが、アンケート調査では「現状で利用する必要がない」が7割を占めていることと、日常的・緊急時等に祖父母等に見てもらえると回答した割合が9割いることを考慮し、実際の利用者数を参考にしてニーズ量を算出しました。

■確保方策

現在、サンキッズ大磯において実施していますので、事業を継続していただくこと、また、幼稚園のうち1園を、保育所または認定こども園へ移行していく中で、一時保育の実施についてもあわせて検討していきます。

提供区域	指数	実績	①ニーズ量（見込み）				
大磯町全体	年間延べ利用者数 （人日） （年間利用人数 ×利用日数）	H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
		1,381人日	2,060人日	2,005人日	1,941人日	1,896人日	1,835人日
		②確保方策	2,060人日	2,005人日	1,941人日	1,896人日	1,835人日

■計画期間中の確保方策

平成27年度 私立保育園において実施

平成31年度 新設認可保育所（私立）において実施

⑨ 延長保育事業

■事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日以外の日や、利用時間以外の時間において、認定こども園や保育所にて保育を実施する事業で、大磯町では私立サンキッズ大磯と国府保育所にて延長保育として実施されています。

サンキッズ大磯 平日・土曜日 18:00～20:00まで延長保育実施
 国府保育所 平日 18:00～19:00まで延長保育実施

■量の見込み

国の試算に基づくニーズ量は現在の利用者数を大きく下回ったため、認可保育所の利用ニーズ量から、現在延長保育を利用している割合（在園者の6～7割）を考慮して、算出しました。

■確保方策

現在、延長保育を実施している園の在園者数であれば、延長保育の提供は可能であることから、引き続き、サービスを継続することとします。

提供区域	指数	実績		①ニーズ量（見込み）				
大磯町 全体	年間利用 実人数 （人）	H25 年度		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
		149 人		183 人	179 人	173 人	169 人	164 人
		②確保 方策	実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所
			実施体制（人）	8人	8人	8人	8人	12人

■計画期間中の確保方策

平成27年度 公立保育所・私立保育所において実施

平成31年度 新設認可保育所（私立）において実施

※確保方策の実施体制（人）については、1日の利用数によっても左右されるが、およその目安として1園あたり4人程度確保する。

⑩ 病児・病後児保育事業

■事業の概要

児童が病気または病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う事業で、大磯町ではこれまで実施していません。

■量の見込み

大磯町ではこれまで実施していないため、アンケート調査の結果と近隣市の実績をもとに見込量を算定しました。

■確保方策

今年度実施場所の検討を進め、平成 28 年度からサービスの提供ができるように進めます。

提供区域	指数	実績		①ニーズ量（見込み）				
大磯町 全体	年間利用延べ 人数 (人日)	H25 年度		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
		0人		19 人日	19 人日	19 人日	19 人日	19 人日
	年間利用人数 ×利用日数	②確保 方策	病後児保育事業	0人日	19 人日	19 人日	19 人日	19 人日

■計画期間中の確保方策

平成 28 年度 病後児保育を町内 1 施設において実施

⑪ 放課後児童クラブ

■事業の概要

就労等により昼間保護者のいない家庭の児童に対し、授業終了後や長期休暇期間中の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、大磯町では大磯学童保育クラブ及び国府学童保育クラブの2箇所を実施しています。

■量の見込み

小学生アンケート調査結果をもとに、平成25年度実績を考慮し算出しています。

■確保方策

現在の施設でニーズ量は満たされますが、子ども・子育て支援新制度のもと、町では放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を新たに条例で定めました。今後は、条例に基づき事業を進めていきます。なお、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、引き続き運営委託先の事業者と連携を図るとともに、全児童を対象とした放課後子ども教室との連携、一体化について検討を進めます。

【大磯学童保育クラブ】

提供区域	指数	学年別	実績	①ニーズ量（見込み）				
小学校区	実利用者数 （人）		H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
		低学年	67人	80人	80人	80人	80人	80人
		高学年	28人	33人	33人	33人	33人	33人
		合計	95人	113人	113人	113人	113人	113人
		②確保方策		123人	123人	123人	123人	123人

【国府学童保育クラブ】

提供区域	指数	学年別	実績	①ニーズ量（見込み）				
小学校区	実利用者数 （人）		H25年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
		低学年	39人	46人	46人	46人	46人	46人
		高学年	20人	24人	24人	24人	24人	24人
		合計	59人	70人	70人	70人	70人	70人
		②確保方策		74人	74人	74人	74人	74人

■計画期間中の確保方策

平成27年度 大磯学童保育クラブ：校舎内の学童保育専用施設にて実施

国府学童保育クラブ：学校隣接地の公設学童保育専用施設にて実施

■参考

現在、町では毎週水曜日に「放課後子ども教室」を実施しており、この利用意向は放課後児童クラブ（学童保育クラブ）よりも高く、実施回数の増加を求める声も多くなっています。今後、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する、総合的な放課後対策事業の実施に向けて（仮称）放課後子ども総合プラン連絡調整会議を設置し、検討を進めます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業の概要

幼稚園や保育所の保育料については、国が定める公定価格をもとに市町村が利用者負担を設定しますが、施設によっては実費徴収などの上乗せ徴収を行うことが想定されています。（各施設が特色をもった教育・保育事業を提供しやすいように徴収するものです。）

町では、実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、その補助を検討していきます。

■確保方策

国の動向に応じ、助成を実施していきます。

⑬ 多様な主体の参入促進事業

■事業の概要

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育などの設置を促進していく必要があります。

その一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくためには一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせんなどを実施するものです。

■確保方策

本計画上の新規施設設置事業者に対して実施していきます。

4 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

① 認定こども園の普及についての基本的な考え方

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられます。

このことを踏まえ、本町では、民間の力を活用した中で、認定こども園の普及を進めます。

② 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育は、すべての子どもの健やかな育ちをめざすものであり、そのためには教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質の向上が不可欠です。

このことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士等の各種研修を実施し、人材育成の充実を図ります。

③ 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、下記の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

- 乳幼児期の発達の連続性の理解
- 乳幼児期の体験の多様性と関連性の理解
- 障がいのある児童とともに行う活動機会の確保
- 小学校以降の生活や学習基盤の整備

また、地域の子ども・子育て支援の質・量の充実が重要であると考え、下記の点に留意します。

- 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
- 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- 地域活動との結びつき、人材の活用

④ 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

子ども・子育て支援の中核的役割を担う幼稚園・保育所と、3歳未満の保育を、地域に根ざした身近な場で提供する小規模保育施設等の地域型保育事業が相互に連携し補完することで、教育・保育の量と質の充実が図られるものと考えます。

このことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の情報共有と連携支援の充実を図ります。

⑥ 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

幼稚園や保育所等での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼稚園・保育所等と小学校の子ども同士の交流、職員間の意見交換や研修会の開催など、連携を通じた小学校への円滑な接続支援に取り組みます。

5 基本指針に基づく任意記載事項

① 産後の休業および育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

■事業の概要

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

■具体の施策・事業

事業名	担当課	事業概要	目標値
ネット等による 情報発信	子育て支援課	・各種子育て支援サービスについての町ホームページの充実を図ります。また、大磯町行政情報メール配信サービスを利用し、子育て関連の情報発信を行います。	継続実施
子育て情報誌（ガイドブック）の発行	子育て支援課	・「子育てガイドブック」記載内容のさらなる充実をめざし、子育て中の母親だけでなく、父親や祖父母世代が子育て支援サービスを利用しやすくなるように努めます。	継続実施
産休、育休明け保育 の充実	子育て支援課	・民間の力を活用した中で、保育所若しくは認定こども園を設置等による待機児童対策を図ることにより、産後休暇及び育児休業期間満了時からの円滑な保育の利用を確保するよう努めます。 ・保育施設等の情報提供や保護者の相談に対応する子育てコンシェルジュを配置し、円滑な保育の利用につなげます。	子育てコンシェルジュ 3か所配置
利用者への支援（子育て コンシェルジュ等）	子育て支援課	・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整を行う子育てコンシェルジュを配置します。また、各園等に勤務している子育て関係者を対象に、母子保健制度などを学ぶ認定講座などを開催し、コーディネーターを養成し、配置します。	子育てコンシェルジュ 3か所配置 コーディネーター 8人配置

② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

■事業の概要

児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、神奈川県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

◇診療、相談、療育訓練の機能強化

◇生活支援センター施設機能と在宅支援機能の強化

◇学齢期の障がいのある子どもたちが、放課後や夏休みなどをのびのびと過ごし、療育訓練や余暇支援を受けられる居場所の確保

◇学齢期の発達障がい児への相談支援体制

◇障がい児とその家族が地域で安心して生活していくために、町民の障がいに対する理解を促進するための取組

■具体の施策・事業

事業名	担当課	事業概要	目標値
ひとり親への援助	子育て支援課	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ります。 ・18歳未満（中度以上の障がいがある場合は20歳未満）の児童を扶養しているひとり親家庭の児童を養育している人に手当を支給します。 ・母子・父子家庭の母または父と児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童）が病院などの受診時に支払う健康保険の自己負担額を公費で助成します。 ・ひとり親家庭等の18歳未満の児童（4月1日現在で6か月以上町在住）が小学校・中学校・高校へ入学したときに助成金を支給します。 ・ひとり親家庭等の子どもの保育所入所の際、保育料軽減を実施します。 ・一時保育、延長保育、特定保育の料金の負担を軽減します。	継続実施
（発達）障がいのある子どもへの支援	スポーツ健康課	・乳幼児健診時に子ども発達相談員による子ども発達相談を併設し、子どものこころ、生活習慣、社会性、親子関係などの相談に対応します。健診フォロー教室を開催し、遊びを通して児の発達を促し、より良い親子関係が築けるように支援します。	継続実施
	子育て支援課	・発達障がい等を含む、特別な支援を必要とする幼児に対して、関係機関等と連携した総合的な支援体制整備を図ります。 ・発達障がい児に対して相談記録シート（はぐくみサポートファイル）を活用し、ネットワークの強化に努めます。	子ども発達支援会議 3回以上/年
	福祉課	・県立総合療育相談センター主催によりセンターの医師、理学療法士等が出張し、障がい児の機能回復・相談にあたります。 ・障がい児の在宅サービス（ホームヘルプサービス・ショートステイサービス）の推進を図ります。 ・障がいをもつ18歳未満の子どもの社会生活を身に付ける機会を確保し、障がい児を養育している家族の一時的な休息を図ります。	継続実施

事業名	担当課	事業概要	目標値
園や学校における人材配置や相談体制	子育て支援課 学校教育課	・発達障がい等を含む、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に対して、関係機関等と連携した総合的な支援体制整備を図ります。 ・臨床心理士が、町内各幼稚園・保育所・小・中学校を巡回し、支援が必要と思われる子どもの特性理解・対応方法などを助言し、発達促進を支援します。	継続実施
	学校教育課	・心理的・情緒的な問題をもって学校に登校できない児童・生徒及びその保護者に対する援助や指導を行うため「適応指導教室」を運営します。	継続実施
専門職による相談機能の充実	子育て支援課	・子育て支援総合センターに専門の相談員を常駐させることにより、子育て中で生じるさまざまな問題などに対して適切な対応を行います。 ・発達障がい児に対して相談記録シート（はぐくみサポートファイル）を作成し、ネットワークの強化に努めます。	相談件数 100件/年
	スポーツ健康課	・乳幼児について、随時保健師による健康相談・育児相談を行います。1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査時に子ども発達相談員による子ども発達相談を併設し、子どものこども、生活習慣、社会性、親子関係などの相談に対応します。健診フォロー教室を開催し、遊びを通して児の発達を促し、より良い親子関係が築けるように支援します。	継続実施
	福祉課	・障がい児に関する全般的な生活相談を実施します。その他、児童相談所等と連携するとともに、障害福祉センターにおいて障がい児の相談支援事業を実施します。 ・県立総合療育相談センター主催によりセンターの医師、理学療法士等が出張し、障がい児の機能回復・相談にあたります。	継続実施
	学校教育課	・心理的・情緒的な問題をもって学校に登校できない児童・生徒及びその保護者に対する援助や指導を行うため「適応指導教室」を運営します。 ・教育研究所に配置した臨床心理士により、教育相談を実施します。	継続実施
ネットワークの強化	子育て支援課	・「要保護児童対策地域協議会」を活用し、家庭及び地域社会において子どもが健やかに成長し、発達できるよう、育児不安を抱えた家庭の子育てを支援するとともに、児童虐待に対応ができるネットワーク体制の充実を図ります。 ・「大磯町児童虐待相談・通告対応マニュアル」に基づき、相談・通告を受け付け、速やかな対応を行う業務体制を強化します。	・要対協議（代表者会議ほか） 8回/年 ・研修会 1回/年

事業名	担当課	事業概要	目標値
早期把握や支援（乳幼児訪問・養育支援訪問）	スポーツ健康課	・妊娠届出時から出産後まで、虐待のリスクがある事例については、産科医療機関と母子保健担当が連携して支援します。初めて出産した方を助産師や保健師が訪問し、保健指導を行うとともに、心配りが必要な子どもについては継続して訪問等により支援します。	継続実施
	子育て支援課	・「こんにちは赤ちゃん事業」として、民生委員・児童委員や主任児童委員が第2子以降の人を訪問し、育児の不安などを聞き、必要に応じて保健師等が訪問指導します。そのフォローとして、2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」を実施します。 ・「大磯町児童虐待相談・通告対応マニュアル」に基づき、相談・通告を受け付け、速やかな対応を行う業務体制を強化します。 ・子育てに対して不安や孤立感などから養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、養育支援が特に必要な家庭に対して育児や家事支援の実施を検討します。	・こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問事業） 訪問率 100% ・2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」 訪問率 100%
家事や育児への援助	子育て支援課	・ファミリー・サポート・センターの援助内容に家事援助を加えるとともに、援助会員の研修を充実させ、心配りが必要な子どもへの安全な対応ができるように努めます。	利用件数 200 件/年、 会員数 200 人
地域の見守りの充実	子育て支援課	・「こんにちは赤ちゃん事業」として、民生委員・児童委員や主任児童委員が第2子以降の人を訪問し、育児の不安などを聞き、必要に応じて保健師等が訪問指導します。そのフォローとして、2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」を実施します。 ・11月の児童虐待防止月間やオレンジリボンキャンペーンでは、チラシやオレンジリボンを配布し、広く町民に周知を図ります。	・こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問事業） 訪問率 100% ・2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」 訪問率 100%
児童虐待発生の予防	子育て支援課	・児童虐待防止プログラム「コモンセンス・ペアレンティング（CSP）」を用いた「そだれん（やさしい子育て練習講座）」を実施します。子どものしつけについての講義、講座を行うことで、親が「どのように子どもとコミュニケーションをとっていくか」という技術を身につけることを支援し、児童虐待の防止を図ります。	継続実施

③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備

■事業の概要

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、神奈川県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

◇ワークライフバランスの推進

◇子どもを大切にする社会的機運の醸成

◇安全・安心のまちづくり

■ 具体の施策・事業

事業名	担当課	事業概要	目標値
学童保育の推進	子育て支援課	・保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない小学生に対し、学校の授業終了後等に適切な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。 ・子どもの情緒面や安全性を配慮し、おおむね 40 人のグループに有資格者を含めて 2 名以上の職員を配置します。	継続実施
全ての子どもの居場所づくりの推進	子育て支援課	・国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」を一体的あるいは連携して実施する、総合的な放課後対策事業の実施に向けて（仮称）放課後子ども総合プラン連絡調整会議を設置し、検討を進めます。	（仮称）放課後子ども総合プラン連絡調整会議 2 回/年
男女共同参画の講演会、講座	町民課	・『大磯町男女共同参画推進プラン』に基づき、男女共同参画を啓発します。	・『大磯町男女共同参画推進プラン』の見直しおよび新プランの策定 ・男女共同参画講演会・講座を年 1 回以上実施
	学校教育課 生涯学習課	・全ての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がその個性と能力を発揮できるような教育を推進します。	継続実施
男女が共に子育てに参加する子育ての推進	スポーツ健康課	・父親が子育てについて積極的に参加できるような意識啓発を、マタニティ教室や研修会などを通じ実施します。	6 回/年
	生涯学習課		ファミリー教室 3 回/年
事業所への啓発	産業観光課	・町内事業所の育児休業実施状況について調査し、現状を把握するとともに町広報等による啓発を行います。 ・町内事業所に、従業員が育児休業を取得できるよう働きかけます。	70 事業所

6 放課後子ども総合プラン

放課後子ども総合プランとは、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童保育クラブ）及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めることを目的としています。

そのため、町では次の行動計画に基づき、整備を進めてまいります。

※「小 1 の壁」とは、保育所の延長保育を利用して児童を預かっていた方が、子どもが小学校に入学すると学童保育等の預かり時間が短くなってしまうことにより、働き方の見直しをせざるを得ない状況のことをいいます。

①放課後児童クラブ（学童保育クラブ）と放課後子ども教室の実施状況

現在、町では放課後児童クラブ（学童保育クラブ）と、放課後子ども教室を実施しています。放課後子ども教室は、毎週水曜日に実施しており、この事業の利用意向は放課後児童クラブ（学童保育クラブ）よりも高く、実施回数の増加を求める声も多くなっています。

■事業の実施状況

	クラブ名・実施場所	対象及び時間	概要
放課後児童クラブ （学童保育クラブ）	大磯学童保育クラブ： 校舎内の学童保育専用施設にて実施	小学 1 年生～6 年生 平日 下校時～19:00 土曜 8:30～19:00 学校休業時 8:00～19:00	保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない小学生に対し、学校の授業終了後等に適切な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。
	国府学童保育クラブ： 学校隣接地の公設学童保育専用施設にて実施	小学 1 年生～6 年生 平日 下校時～19:00 土曜 8:00～16:00 学校休業時 8:00～18:30	
放課後子ども教室	町内両小学校	小学 1 年生～6 年生 毎週水曜日 授業終了後～17:00 ※10月～3月は 16:30 まで	放課後や夏休みに学校施設を活用し、子どもたちの安全で安心な居場所を設け、異年齢や地域との交流など様々な取り組みを実施する事業です。

②放課後児童クラブ（学童保育クラブ）の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

地域子ども・子育て支援事業で定めた確保方策を、目標量とします。

■放課後児童クラブ（学童保育クラブ）の目標事業量

		平成 25 年度	平成 31 年度
実施箇所数		2 箇所	2 箇所
大磯学童保育クラブ	低学年(人)	67 人	80 人
	高学年(人)	28 人	33 人
合計(人)		95 人	113 人
国府学童保育クラブ	低学年(人)	39 人	46 人
	高学年(人)	20 人	24 人
合計(人)		59 人	70 人

③一体型の放課後児童クラブ（学童保育クラブ）及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

一体型の放課後児童クラブ（学童保育クラブ）及び放課後子ども教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内で両方の事業を実施し、共働き家庭の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものです。

また、活動プログラムの企画段階から両事業の従業者・参画者が連携して取り組むことが重要とされています。

本町では、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）及び放課後子ども教室が可能な範囲で連携し、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）の対象者のうち希望する児童が、放課後子ども教室の活動プログラムに参加していますが、今後は、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後児童クラブ（学童保育クラブ）」と「放課後子ども教室」を一体的に実施する、総合的な放課後対策事業の実施に向けて（仮称）放課後子ども総合プラン連絡調整会議を設置し、検討を進めます。

■一体型の放課後児童クラブ（学童保育クラブ）及び放課後子ども教室の目標事業量

	平成 25 年度				平成 31 年度
	放課後児童クラブ （学童保育クラブ）数	登録者数	放課後子ども教室	登録者数	一体型実施
大磯小学校	1クラブ	95 人	1 か所	196 人	1 か所
国府小学校	1クラブ	59 人	1 か所	191 人	1 か所

④放課後子ども教室の平成 31 年までの整備計画

すでに両小学校において放課後子ども教室を実施していますが、実施回数の拡充とともに、（仮称）放課後子ども総合プラン連絡調整会議による検討を進め、平成 31 年度までに放課後児童クラブ（学童保育クラブ）との一体型の実施を目指すとともに、引き続き地域の皆さんとのつながりを活かした活動プログラムの充実を図ります。

⑤放課後児童クラブ（学童保育クラブ）及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

一体的な実施を進めるため、（仮称）放課後子ども総合プラン連絡調整会議による検討を進めるとともに、共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）の指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容や実施日などを検討できるように、学校区ごとに定期的な打ち合わせを行います。

なお、引き続き、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）を利用する児童が安全に移動できるように、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）の指導員等による誘導を行います。

⑥小学校の余裕教室等活用に関する具体的な方策

児童の安心安全な活動拠点を確保するため、（仮称）放課後子ども総合プラン連絡調整会議において余裕教室の積極的な活用を検討します。

⑦教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

本町においては、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）と放課後子ども教室を、同一部局が所管することで事業の連携を図っており、今後もこの体制を保持し、両事業を効果的に活用・実施していきます。

⑧放課後児童クラブ（学童保育クラブ）の開所時間の延長に係る取り組みや高齢者等の地域の人材の活用等の地域の実情に応じた効果的・効率的な取り組みの推進について

放課後児童クラブ（学童保育クラブ）の開所時間の延長については、利用者の希望等を踏まえた中で実施事業者と検討していきます。また、放課後子ども教室においては、引き続き地域の人材を活用し、スポーツの指導や音楽鑑賞、季節ごとのイベントを実施してまいります。

第8章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとして推進するため、町民をはじめ、関係する機関等が適切に役割分担しながら、それぞれ取り組みを進めます。

① すべての町民の参画

「町民一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いを尊重し理解し合うよう努める」ことを出発点にして、広報活動の充実や子育て、ボランティアなどに関する学習の機会の拡充などにより、すべての町民の参画を促進します。

② 情報提供等の充実

さまざまな子育て支援サービスなどの情報を利用者がいつでも簡単に入手できるよう、インターネットなども活用しての情報伝達手段の整備を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

③ 保健・医療・福祉の連携

子育て支援に向けて、母子保健・医療・児童福祉などの連携はますます重要になっています。このため、保健・医療・福祉分野の連携をさらに強化し、サービスの総合的・効果的な提供に努めます。また町単独ではなく広域的に取り組んだ方が良いことについては、周辺市町や県などとの連携を図ります。

④ 地域の連携

子どもたちの育成や子育て家庭の要望に適切に対応していくため、町と社会福祉協議会や関係機関・団体などとの連携を強化し、ネットワークづくりに努めます。さらに、利用者にとって選択の幅の広い効果的な子育て支援サービスを実現するため、民間の事業者などにも働きかけを行います。

⑤ 民間企業との連携

子育て家庭を効果的に支援していくことができるよう、関係機関とも連携を図りながら、事業所内託児施設の設置や従業員の育児休業取得の奨励などを推進するよう働きかけを行います。

2 進捗状況の管理

本計画の実効性を確保するために、PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action cycle）により、施策の実施状況・進捗状況の点検・評価を実施し、その結果を次年度に向けた取り組みの見直しや計画に反映させ、継続的に改善を図っていく仕組みとします。

また『大磯町子ども・子育て会議』において、町が行う計画の進行・管理について、意見をいただきます。

資 料 編

資料 1 大磯町子ども・子育て会議規則

資料 2 大磯町子ども・子育て会議委員一覧

資料 3 諮問書

資料 4 答申書

資料 5 大磯町子ども・子育て会議の経過

資料 6 子ども・子育て支援新制度に関する用語の定義



資料1 大磯町子ども・子育て会議規則

(平成 25 年 3 月 29 日大磯町規則第 5 号)

大磯町子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例(昭和 30 年大磯町条例第 16 号。以下「条例」という。)第 2 条の規定により設置された大磯町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)について、条例第 3 条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に規定する事項に関すること。
- (2) 前号のほか、町長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- (1) 教育・保育等の関係者
- (2) 幼稚園又は保育園の関係者
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 公募町民
- (5) 前各号のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員(議長を除く。)の 2 分の 1 以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 子育て会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初を開く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

資料2 大磯町子ども・子育て会議委員一覧

役職	委員氏名(敬称略)	所属等
会長	和田 久美子	東海大学准教授
副会長	山田 雅井	大磯町次世代育成支援対策地域協議会 元会長
委員	日下部 昌子	たかとり幼稚園・国府保育園長
委員	小磯 信一	こいそ幼稚園長
委員	野地 淳子	サンキッズ大磯園長
委員	鈴木 義邦 (前 竹内 浩)	国府小学校長
委員	林 三奈	国府保育園の保護者会前会長
委員	鈴木 聡史	サンキッズ大磯の保護者会前会長
委員	白勢 貴美子	平塚保健福祉事務所 保健福祉課長
委員	佐藤 徳子 (前 吉良 陽子)	民生委員・児童委員協議会
委員	萩原 勝己	社会福祉法人 素心会 地域支援セン ターそしん所長
委員	木村 歩	公募町民
委員	土屋 陽子	公募町民
委員	安部川 いづみ	国府学童保育会指導員

任期

2年(平成25年8月1日～平成27年7月31日)

※鈴木 義邦 委員：平成26年4月1日～平成27年7月31日

※佐藤 徳子 委員：平成25年12月1日～平成27年7月31日

磯教第 455 号

平成 27 年 1 月 26 日

諮問書

大磯町子ども・子育て会議

会長 和田 久美子 殿

大磯町長 中崎 久雄



大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～(案)
について（諮問）

大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～（案）を次の
とおり策定したので、大磯町子ども・子育て会議規則第2条に基づき諮問します。

記

1. 諮問理由

急速な少子化の進行や子ども・子育て支援の質・量の不足、子育ての孤立感と負担
感の増加、待機児童・放課後児童クラブの不足といった様々な課題に対応するため、子
ども・子育て関連3法が平成24年8月10日に成立いたしました。

市町村は、この子ども・子育て関連3法に基づく新たなシステムの実施主体として
の役割を担い、平成27年4月の本格施行に向け、子ども・子育て支援事業計画の策定
をはじめとする様々な準備を進めることが求められております。

こうしたことから、本町の「大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる
町！おいそ～」の策定に際し、大磯町子ども・子育て会議において、児童福祉や教育
をはじめとした広範な分野での立場でご審議いただきたく、諮問いたします。

2. 添付書類

大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～(案)

以上

資料4 答申書

平成 27 年 2 月 6 日

答申書

大磯町長 中崎 久雄 様

大磯町子ども・子育て会議

会長 和田 久美子



大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～(案)
について (答申)

平成 27 年 1 月 26 日付け、磯教第 455 号をもって諮問を受けた「大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～(案)」について、次のとおり答申いたします。

記

当計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、さらには、「大磯町次世代育成支援地域行動計画」を継承した平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画であることから、当会議で協議した結果、計画内容は適切であると判断します。

なお、今後の計画推進にあたりましては、次の事項について配慮されることを要望します。

1. 当計画の基本方針である「安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進」「家庭、地域、行政が連携し子どもを育てていく体制づくりの促進」「多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実」を推進し、また、「子育てで選ばれる町！おいそ」の実現に向けて当計画に盛り込まれた施策を、できる限り早期に実現することを要望します。
2. 当計画は、5 箇年にわたる計画を着実に進め、毎年度、計画の進捗状況について確認し、見直すべきものについては、会議等の意見を聴きながら精査を行っていただくよう要望します。
3. すべての子どもと子育て家庭が、それぞれの状況に応じた支援を受けられ、子育ての安心感や充実感を得られるよう、大磯町の子育て支援の量と質の拡充に努めていただくよう要望します。
4. 子ども・子育て支援とは、保護者の子育てに対する責任を社会に転嫁するものではなく、社会全体が保護者に寄り添い、子育て中の家庭を支えることで保護者自身の成長や子どもたちの育ちを支援していくことです。したがって、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域及び社会全体が協働し、保護者が子育てに喜びを感じ、さらにはすべての子どもが笑顔で成長できるような環境づくりに努めていただくよう要望します。

以上

資料5 大磯町子ども・子育て会議の経過

開催日	会議名称及び審議項目
平成 25 年 8 月 8 日	第 1 回大磯町子ども・子育て会議
	(1)大磯町子ども・子育て会議の設置趣旨等について (2)子ども・子育て支援新制度について (3)事前調査（ニーズ調査）について
平成 25 年 12 月 16 日	第 2 回大磯町子ども・子育て会議
	(1)ニーズ調査（未就学児用）中間報告について (2)ニーズ調査（小学生用）について
平成 26 年 3 月 27 日	第 3 回大磯町子ども・子育て会議
	(1)ニーズ調査（未就学児用）結果報告について (2)「教育・保育提供区域」の設定について
平成 26 年 6 月 23 日	第 4 回大磯町子ども・子育て会議
	(1)大磯町子ども・子育て支援事業計画策定にかかる量の見込みと確保方策について
平成 26 年 7 月 30 日	第 5 回大磯町子ども・子育て会議
	(1)子ども・子育て支援新制度の施行に伴う町が定める各種基準案について (2)量の見込み・確保方策について
平成 26 年 9 月 30 日	第 6 回大磯町子ども・子育て会議
	(1)大磯町子ども・子育て支援事業計画（素案）について (2)子ども・子育て支援新制度における利用者負担（保育料）の考え方について
平成 26 年 12 月 25 日	第 7 回大磯町子ども・子育て会議
	(1)大磯町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって (2)小規模保育事業の実施について
平成 27 年 1 月 26 日	第 8 回大磯町子ども・子育て会議
	(1)大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～（案）について《諮問》
平成 27 年 2 月 6 日	第 9 回大磯町子ども・子育て会議
	(1)大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～（案）について《答申》

資料6 子ども・子育て支援新制度に関する用語の定義

用語	定義
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、全市町村が作成することになる。（法第61条）
市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、町長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関。（地方自治法第138条の4第3項で定める町長の付属機関）
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人（株式会社等の参入は不可）に限られる。（認定こども園法第2条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（法第7条）
施設型給付	新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払う。
地域型保育給付	小規模な保育施設に対する財政措置。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支払う。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額。
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）

用語	定義
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）
1号認定児	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども。
2号認定児	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども。（保育を必要とする子ども）
3号認定児	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども。（保育を必要とする子ども）
地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。
時間外保育事業	保育所において、通常の保育時間を超えて児童を預かる事業。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。
病児・病後児保育事業	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス。
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	通常教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う教育活動。
トワイライトステイ	保護者が仕事等の理由により、平日の夜間や休日に不在となり、一時的に養育が困難になった場合児童養護施設等で保護し生活指導や食事の提供をする事業。
ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立等の為、育児支援・家事支援を必要とする町民が、育児支援・家事支援を提供できる町民から子育て支援を受ける事業。



大磯町子ども笑顔かがやきプラン ～子育てで選ばれる町！おいそ～

平成 27 年 3 月発行

発行 大磯町

編集 大磯町教育委員会教育部子育て支援課

制作 株式会社 地域環境計画

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183

TEL 0463-61-4100

FAX 0463-61-1991

ホームページ <http://www.town.oiso.kanagawa.jp/>



大磯町